

令和4年第7回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和4年12月8日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時38分

議事日程

開会 令和4年12月8日(木) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例

日程第5 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例

日程第6 議案第3号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例

日程第7 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例

日程第8 議案第5号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例

- 日程第9 議案第6号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第11 議案第8号 令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第12 議案第9号 令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第13 議案第10号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)
- 日程第14 議案第11号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第15 議案第12号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第16 議案第13号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第17 議案第14号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第18 議案第15号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第19 議案第16号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第20 議案第1号から議案第16号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野貴夫
教育長	能野祐司
まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	矢次信夫

戸籍税務課長	水 津 繁 齊
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 裕 史

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	三 浦 貴
議会書記	平 田 祥 子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日、令和4年第7回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位には、応召ご出席ありがとうございます。

今年も早12月を迎え、残り20日ばかりとなりましたが、1年を振り返ってみますと、今年も新型コロナウイルスに振り回された1年でありました。今ウイルスの感染が第8波に入っています。これも全国旅行支援などにより、人々の行動が活発になり、行動範囲が広がってきているのが一因ではなか

ろうかと思います。阿武町でも、萩保健所管内全体の発表ということですが、確実な数値は分かりませんが、時々出ています。このために、今年も町内の大きな行事が取り止めになりました。

そんな中、先月には福賀大農業まつりが開催されましたので、来年に向けての弾みになればと思います。

政府においては総合経済対策として、第2次補正予算、総額28兆9222億円が成立しましたが、電気・ガス・ガソリンなどの物価高騰に対する予算があります。しっかり国民のため尽力を尽くして欲しいと思います。

世界では、2月に起こりましたロシアのウクライナ侵略が未だに収まりません。更にはここに来て、電力施設などのインフラにミサイル攻撃を集中していて、ウクライナ国民が冬の中寒さに耐えられるのか大変心配をしております。一刻も早く国際社会が一つになって、侵略を止めて欲しいと思います。

一方嬉しいニュースでは、中東カタールで行われておりますサッカーワールドカップにおいて、日本チームが困難と思われていた予選グループで、強豪国のドイツ、スペインに勝ち予選を突破しました。

6日の試合でベスト8をかけてクロアチアと試合を行い、惜しくもPK戦で敗れてしまいましたが、日本国民に感動と勇気を与えてくれました。又、世界にサムライブルーの強さを示してくれたことと思います。

それでは、今季定例会には議案16件、全員協議会における報告1件、又、6人の議員から一般質問の通告がなされております。

令和4年の締めくくりの議会であります。議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、先ほどのとおり議案16件、全員協議会における報告1件、又、6人の方から一般質問の通告がなされております。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。只今より、令和4年第7回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配付されているとおり、一般質問、議案説明、及び委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 11月7日開催の令和4年第6回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議を含め諸般の報告を行います。

11月9日、第66回町村議会議長全国大会が東京都渋谷区のNHKホールで開催され、本職が出席しました。

11月15日、第54回全国過疎地域連盟総会が東京都千代田区の日本教育会館一ツ橋ホールで開催され、本職が出席しました。

11月22日、タブレット端末導入に係る研修視察が周防大島町議会で開催され、本職と市原副議長が出席しました。

11月30日、午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。なお、それぞれの資料が議員控室にありますのでご覧下さい。以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。

○町長(花田憲彦) 令和4年第7回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

年の瀬を迎え、何かと気ぜわしくなって参りましたが、議員各位におかれましては、諸事ご多繁の中、本議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

最初に、これまで議場での声が聞こえにくいというふうなことがありましたが、今回から設備を更新いたしましたので、前よりはよく聞こえるんじゃないかなと思っております。

さて、今年の流行語大賞には間に合いませんでしたが、正に「ブラボー」と叫びたくなるような朗報が、今月1日の夜明けと共にもたらされました。

先ほども議長の方からもありましたように、カタールの首都ドーハのハリファ国際競技場で行われているサッカーの世界カップにおいて、世界ランキング24位の日本が、7位のスペインを2対1の逆転で破る、本当に歴史的な勝利を挙げ、リーグ代表の16チームで争う決勝トーナメントへ進みました。

そして、6日深夜のベスト8を賭けた決勝トーナメントのクロアチア戦では、1対1で延長戦にもつれ込み、双方譲らず、PK戦で惜しくも敗れた訳であります。世界の名だたる強豪チームに、森保ジャパンが果敢に挑み、互して戦う姿に、日本国民全体が大きな感動と勇気をもたらしたところでもあります。日本チームの活躍には、正に3年にも及ぶ新型コロナによる景気の低迷、ウクライナ戦争に端を発した、燃油や物価の高騰、そして阿武町においては、公金の誤振みの事件に関するバッシングや後遺症など、暗く重たいニュースが続いて来た中で、落ち込む日本経済への再生に向けた起爆剤として、又、地域活力の回復に向けて進もうとしている日本、そして、私たちにとっても、正に「ブラボー」な夢と希望を与えてくれる見事な活躍であったと感じ入っているところでもあります。

こうした中、国においては、経済対策の裏付けとなる2022年度第2次補正予算が、今日2日の参議院本会議で可決成立し、一般会計の歳出総額は、28兆9222億円が計上され、物価高騰対応を柱とした経済対策が実行段階となりました。特に、電気・都市ガスの料金を抑える負担軽減策も、3兆1074億円が投じられることになり、又、燃油補助金も、3兆272億円が計上され、これらの支援策により、標準的な世帯の家計負担は、9ヶ月間で25,000円程度の軽減が見込まれたところでもあります。

又、賃上げ促進のため、事業の再構築や生産性の向上を図る中小企業支援や、妊産婦に10万円相当を配る「出産・子育て応援交付金」のほか、新型コロナ対策では、自治体が病床確保などに活用出来る交付金やワクチンの確保、そして、予備費も4兆7400億円が計上され、ウクライナ危機に対応する枠の創設や、新型コロナと物価高の対応分も積み増されたところでもあります。

一方、新型コロナは、全国的に新規感染者が増加傾向にあり、山口県においても、新規感染者が毎日千人を超える日が続いておりまして、既に8波が始まっている様相であり、これから本格的に気温が低下し、一方で人の移動が活発になる年末年始を迎え、更なる感染拡大が懸念される所でもあります。

こうした中、実は私もご承知のように、先月の中旬にコロナに感染し、先々週末まで10日間自宅療養し、先月の28日から公務に復帰したところではありますが、その間、町民はもとより、議員各位、或いは職員に大変なご迷惑を掛けたところでもあります。

幸いにも私の場合は軽症で、少し喉の痛みがあった程度で済みましたが、自

分が罹ってみて、「一人暮らしの方がコロナに罹られたら買い物はどうされるのだろうか」、又「高齢世帯の方々が罹られたら、どうされるのだろうか」など、実感として大変心配になりました。

私の場合は、ワクチン接種をすでに4回受けておりましたので、軽症で済んだのではないかなどの思いもありますが、町民の皆様方におかれましては、是非、町から随時ご案内を差し上げておりますけども、しっかりとワクチン接種を行って頂き、自分の身を守る上でもこういったことが大切なことではないかなと思っているところであります。

こうした中、議員各位もご案内のとおり、今月の19日には齋藤医院にPCR検査機を設置して、感染の早期発見を図るほか、無症状であっても感染不安を感じる方に対しては、役場の健康福祉課を窓口として、無料の検査キットを配付しているところであります。

現在、国の新型コロナ感染対策の基本的な考え方としては、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止策を講じること等が基本方針とされているところであります。

私も、このことにつきましては、感染防止対策を徹底する中で、ウイズコロナを基本として、いつまでもネガティブで消極的な考えは止めて、新たなまちづくりの取り組みに向かって進む時期だと思っております。

こうした中、先月の28、29、30日の3日間、町内各地区で「まちづくり懇談会」を開催いたしました。その際には、議員各位におかれましても各会場に足を運んで頂き、誠にありがとうございました。

寒い時期での開催となり、一般住民の方の出席が若干少ない感じではありましたが、この懇談会を通じて、私の「まちづくりに対する基本的な考え方」について、主要施策の概要等を織り交ぜながらご説明を申し上げ、そして各所属長からも、今年度の主要事業の概要等について説明したところでありますが、ご来場頂いた皆さんには、一定のご理解は頂けたものと思っております。

私は、今回の「まちづくり懇談会」において、新型コロナ対応については、町民センターやふれあいセンターでの集団接種、福賀診療所での個別接種に加えて、10月からは齋藤医院での個別接種が可能になり、又、12月中旬には、PCR検査機器を齋藤医院に設置すること、そして、公金の誤振込みについては、改めてお詫びを申し上げ、再発防止対策に向けて最善を尽くしていること、又、3月にオープンしたキャンプフィールドについては、年間1万人の来場者

の目標が、11月26日の土曜日に1万人を突破し、開業から8ヶ月半で目標に達し、今後はこのキャンプフィールドを拠点として、「阿武町観光ナビ協議会」の体験プログラムの開発を通じて、更に阿武町のファンを増やし、関係人口の増加に努めていること、そして新型コロナで落ち込んでいた道の駅の各施設の売上も、キャンプ場との相乗効果により順調に伸びているほか、「日本で最も美しい村連合」への加盟が、6月の総会で承認されたことなどの報告をさせて頂いたところであります。

又、木与防災事業の進捗状況も、写真と動画により説明をさせて頂き、更に、風力発電への対応につきましても、現時点での私の基本的な考えとして、脱炭素社会実現のためには、再生可能エネルギーを推進していくべきであり、環境アセスメントの調査をしっかりと行い、その上で、健康被害や環境影響に問題がないことが確認出来れば、町としても事業に協力し、一方で逆に町民の健康被害や大規模な環境破壊等の懸念があると判断した場合には、事業計画そのものをキッパリと断るというスタンスであることを申し上げました。

又、デマンド交通につきましては、福賀地区に続きまして、奈古地区、宇田郷地区でも、来年4月からの運行開始に向け、現在、各地区での有志の方による検討が進められていること、又、この自主的な話し合いの中で、地域づくりに参加参画される新しい人材も出てきていること等をご説明し、その後、各所属長から、その他の事業について説明いたしたところであります。

こうした中、町の最大の課題の1つが「少子化対策」であります。これまでも高校生までの医療費の無料化や、保育料の完全無償化をはじめ、各種施策を展開して参りましたが、現実問題として、子どもの出生数はなかなか伸びず、ここ数年は1桁台で推移して来たところでありますが、先般保健師に確認したところ、来年3月末まで要するに今年度ですが、出生者数が予定を含めて、7年ぶりに2桁の13人になるようでありまして、何かホッとするような嬉しい気がしているところであります。

縷々申し上げましたが、本町も、新型コロナを転機として、今こそ、阿武町に暮らす私たち一人ひとりが、定住対策や子育て支援をはじめ、産業振興や雇用の創出、高齢者福祉等のあらゆる施策を、人ごとではなく、自分ごととして受け止めて、自らの町を磨き上げ、持続可能な地方創生を成し遂げていかなければなりません。そして、そのためには、私自身が、町のため、町民のために、今後とも先頭に立って、誰よりも汗をかいて参る所存でありますので、議員各

位におかれましては、引き続き、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、審議をお願いいたします議案等につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は 16 件ありますが、議案の内訳は、「職員の定年延長に係る条例の一部改正及び関係条例の整備に関する条例」をはじめ、人事院勧告に伴う職員の給料表、及び勤勉手当の改定、町長等及び議会議員の期末手当の改定、会計年度任用職員の給料表の改定に係るそれぞれの条例の一部改正のほか、先の議会で議決を頂いている「阿武町のうそんセンター改修工事」、そして「奈古漁業集落排水施設機能保全改築工事」及び「町道田部青浦線法面崩壊防止工事」の契約金額の変更。更に、人事院勧告に伴う人件費の増額等に係る、一般会計補正予算をはじめ、国民健康保険事業の事業勘定及び直診勘定、そして介護保険事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の各特別会計の補正予算であります。

次に、全員協議会では、町の執行に係る工事等の「契約締結報告について」の報告 1 件であります。

なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましても、その都度、担当参与から説明をいたささせていただきますので、審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての私からのあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番、池田倫拓君、7 番、市原 旭君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる 11 月 30 日開催の議会運営委員

会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から 12 月 15 日までの 8 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 12 月 15 日までの 8 日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が6人ありますので、議長において通告順に発言を許します。なお、こちらの方に時計があります。これは一人持ち時間 60 分ということで、60 分から下がってきますので、時計を参考にして下さい。はじめに7番、市原 旭君、ご登壇下さい。

○7番 市原 旭 改めまして、おはようございます。7番、市原 旭でございます。今期2期目にあたり「つなぐ・つながる・つなげゆく」というテーマで議員活動をしていく旨を連呼いたしました。一期目も実は「夢を語ろう・未来を創ろう・世代を繋ごう」、「今を次世代に繋いで行きます。」とっております。私は阿武町が好きで、この素晴らしい町をいつまでも残したい、この地を次世代に繋ぎたいという思いでこれからも議員として、或いは町民として、活動していく覚悟である事はいまでもありません。

議員2期目も、もう一年経ちました。今回はそんな「繋いでいく阿武町」をテーマに、通告に従いまして6項目の提案と質問をいたします。

1 今更ということでもありませんが、阿武町を次世代に繋いでいく上で最大の課題に人口減があります。このことは、決して阿武町に特化した事項ではありませんが、深刻で急務な重要な課題であります。当然、行政の重要課題として、これまでも様々な対策をしています。

一例として、各種定住奨励金制度があります。U I ターン奨励金があり、出産祝金にいたっては、第4子以上は100万円という思い切った施策を打ち出しています。住宅取得補助金、空き家リフォーム補助金、家賃補助金といった住まいに関する補助金制度もあります。

現在の定住奨励金の活用実績は、どのような状況であるか、制度だけ出きてもPR、周知が不十分であれば利用にはたどり着かないと思います。この制度を策定する際の目標値との対比、それがクリアされているか、又、今後の人の

推移、人口の分析等がされているのであればご説明をお願いいたします。

私は、コロナ禍で都会から地方への移住の波が起こるのではと、安易に想像していました。ですが私の身近にそういった事例はなく、コロナ禍の影響による人口の変化を強くは感じていません。町長はどのように思われていますでしょうか。私なりに思うのは、10年20年のスパンで時の流れを考えたとき、その大きな流れの中に「田園回帰の志向」が今でもあることは、間違いのないことだと感じています。都会に住む人から魅力的で、その気にさせる場所であれば、移住定住の場所、受け皿となり得るといった考え方は、今でも通用すると思います。ただ問題も発生しています。先般の一般質問で私も申しあげましたが、西村議員や他の議員からも意見がありました。移住者とのトラブルが残念ながら発生しています。既に町長も何件かのトラブルの事案をご存じではないでしょうか。移住を受け入れる側にとって水を差すことになっています。

空き家バンク制度をきっかけに移住されるケースでは、仲介者として町職員が係わることとなり、トラブルが発生すれば職員に落ち度はなくとも責任を感じる事となり、残念ながら担当者が巻き込まれます。移住希望者と十分な時間をかけてコミュニケーションを深め、お互いに良好な関係性に高め、地元の自治会、周辺住民としっかり連携し、人ごとではなく、自分ごと、周囲の住民も我がことと対応していかないと決して良い方向には行きません。

更に、空き家バンク制度自体を否定するような発言をされる住民もおられますが、人口減、高齢化の歯止めのためには、有効な施策であることに間違いはないと私は思っています。ただ空き家バンク制度が、全く欠陥のない制度かと問われれば、実際トラブルがある以上、それはそうとも言い返せない所があります。

町長の「人口減、移住者対策」について見解を求めます。又、トラブルが起こった際の対応をどのようにお考えか、ケースバイケースで答弁が難しいとも察しますが、ご見解を伺います。

2 次に教育の面からも「つなぐ」を町長に伺います。

平成 26 年に全国の教育委員の制度が改正されました。それまで、教育委員の中で選出された委員長というポストがありました。実際の実務は、常勤の教育長が遂行されていた訳ですが、それが改正を機に廃止され、教育長がその立場、教育委員長も担うことになりました。この時期、私は委員長をしており懐かしくもあります。又、改正前までは、教育行政の自主性確保、政治的中立と

いった考え方があり、行政とは一步離れた面がありました。それがこの改正を機に、自治体の長と教育委員会が教育行政について協議調整する場である「総合教育会議」が設置されることになり、首長が教育の目標や施策の基本的な方針となる「大綱」を策定することになりました。ですから敢えて町長に教育のことについて伺います。

私の在籍していた時代の教育長は、ふるさと教育、ふるさと愛の方針を強く打ち出されていきました。学校教育の中に郷土を愛し、伝統を学んでいこうという考え方であり、現在でもその考え方は継続されていると聞きます。これまで、町長から教育に関する思いについて、あまり聞く機会はありませんでした。教育の立場での地域づくり、ふるさと愛に関する思いを伺います。

さて、この教育委員制度が改正された同時期に、山口県ではコミュニティスクール「地域で子どもたちを守り育てるという考え方」を打ち出しました。正に「ふるさと愛」的発想です。先に申し上げたとおり、既に当時、阿武町には、地域の方々が学校教育に参加、参入、協力することが、ごくあたり前に地域の風土として確立していました。年に数回ある県の委員長会議で、他の都会の市町の方からの苦労話を伺っても、私は何かじれったいもどかしさを感じる程でした。

現在、社会教育に係わせて頂いておりますが、従来の教育委員会は、学校教育、社会教育といった明らかな2本柱だった訳ですが、近年、新たな仕組みづくりで、学校教育と社会教育の垣根、境界が共有されはじめています。子どもたちのボランティア活動、地域貢献活動です。コロナ禍の影響で、計画した全ての活動は叶いませんが、それでも福賀地区で言えば、鯉のぼり立てや、運動会、福賀大農業まつりにも多くの子どもたちが参加し、お手伝いをしてくれました。

社会教育である地域行事に参加し、地域に触れて思い出を作ることが、これから先の夢、まちづくりへと繋がっていくと感じています。正に地域ぐるみであり、子どもたちも含めた「まちづくり」になっています。こういった活動が「次世代のまちづくり」に繋がっていくと思います。いつか花開き、実を結ぶと感じています。

子どもたちのボランティア活動、社会教育活動について、町長としてどのように展開をお考えなのか、ご所見を求めます。

3 次に積極的なUターン政策は出来ないか伺います。

先ほども述べたように、一様に子どもたちは、学校卒業とともに地区外に出ることが阿武町では一般的であろうかと思います。実際私もUターン者であり、一度離れたからこそ感じる阿武町の良さも実感としてあります。Uターンの良さはそこにあります。一度離れたからこそ気付くこと、都会にあって田舎にないもの、又はその逆を体験していることは、貴重な経験でありその経験を地域づくりに生かせたら、それは大きな武器となります。

都会で行き場をなくして帰ってくる人もいるでしょうが、それも大切な経験であり財産です。又、親の介護、本人の定年など、人それぞれに理由はあるでしょう。Uターンの良さは、地元出身者だからこそ、知人がいて本人もある意味安心して生活出来ます。住民側からも、人となりを知り得ており、全く知らない人ではない点で、相当優位であると思います。何より地域づくりの即戦力となって貰える可能性は極めて高く評価出来ます。そんな意味からも冒頭触れました「各種定住奨励金制度」でも、もっとUターンに対するボリュームを引き上げるべきではないでしょうか。又、帰ってくるには仕事が必要です。帰ってくる当人は、各種奨励金や支度金がありますが、そこで受け入れる側、事業所、会社にも何らかの補助金制度、税制面で待遇措置などを設けることは出来ないでしょうか。

地域づくりの即戦力となることをお互いに理解し、より多くの人材を確保する意味でも、受け入れ側の組織と行政側の地域づくりの思惑に合意形成を持たせることが出来れば、スムーズな人材確保に繋がっていくのではないのでしょうか。

町長にUターンしやすくなる施策、Uターン者を受け入れやすくする仕組みづくりについて、速効性のある人材確保にも繋がっていくと思います。町長にご所見を求めます。

4 さて以前も申しあげましたが、いわゆる特産の農作物は、事業継承を推し進めるか法人化でもしていかないと、数年後には姿を消しそうな状況があります。町を代表する福賀地区の農産物「スイカ、梨、白菜、ほうれん草」などの作物も、現在の労働力がいなくなれば、担い手がいない状況であります。

先般質問した際には、「農業に関しては、中心経営体等の経営移譲を受けた上で、将来の経営発展計画を策定した承継者に対して、上限で100万円を補助する国の「経営継承・発展等支援事業」があるが、いわゆるハードルが高く、阿武町独自の上限30万円を補助する「がんばる農林水産業就業・経営等支援

事業補助金」を制度化したとの答弁でありました。

今回質問するにあたり、「がんばる農林水産業就業・阿武町」で検索すると、「就業初期の経営的負担や安定した経営や生活基盤の確立支援のための補助金を交付。就業準備金5万円、家賃補助月額家賃の1/2以内、上限2万円、最長3年間、農業経営確立支援・農業用機械、施設等の導入費の1/2以内、上限150万円以内、新品種、栽培技術導入費の1/2以内、上限50万円」といった阿武町のサイトにたどり着きました。様々な組み合わせで、それなりに手厚い補助がされていると感じます。後は行政サイドの思いとして、一次産業、農水産品を守りたいという強い思いをもっと発信することではないでしょうか、又、受け入れる側である地元の従事者に「折角、培って来られた技術や知識、市場での価値、知名度を継続しないと勿体ないです。」と説明し納得して頂くことが継承を促し受入側を確保すべく仕向けていくことだと思えます。そうするにも譲渡する側、農水業従事者にもある意味、指導料的な補助があれば、事業継承に弾みがつくのではないかと思います。

行政がすべき業務なのかといった意見もあろうかと思います。個人の生活、生き様なので、個別の案件であり個々の自由ですが、地域づくり、まちづくりにとって、武器となる生産物、特産物は、欠くことの出来ない必須アイテムです。失ってからでは遅いと率直に思いますが、町長のお考えを伺います。

5 次に、職員に関することを伺います。

これから数年間、いわゆるベテランと呼ばれる職員が軒並み定年を迎えます。執行部では、職員募集を計画し採用試験をされていますが、受験者に対する感触としてどういった印象をお持ちか伺います。又、これからの担うであろう現行の職員が、今以上の幅広いスキルを持つには、それに見合った現場での体験や数多い出会い、それらによる切磋琢磨が必要ではないでしょうか。私は本会議や特別委員会を傍聴することも大切な経験になると提案します。まずは、議員がどんなことをいっているか、どんな質問をしているかを知る意味でも、先輩達がそうであったように、何れ答弁書を作成しなければなりません。又、専門的な案件であれば、議会や委員会等で答弁する立場ともなります。又、課を超えた知識もおぼろげながら感じることに繋がると思えます。職員は専門的な知識も当然必要ですが、幅広い広範囲の知識も求められると思えます。更に緊張感を持って業務を遂行する意味からも、是非実践して頂きたいと望みます。町長のご見解を求めます。

6 さて、全く話しは変わりますが、私がこうして議員活動をしているのも、阿武町農村青年協議会との出会いによるものです。都会からUターンし帰ってきたときに出会ったのが農青でした。夢と酒で繋がっているのではないかと思うほど、一回り以上歳の離れた先輩達でしたが、よく飲んで話をしていました。その時に話した「この地を愛し、発信していくこと。次世代にそれを繋いでいくこと。」そんな夢物語りが今でも自分の政治信条となっています。振り返って見れば、自分の人生の半分はこの会とともにあります。

先般3年ぶりとなります、福賀大農業まつりが開催されました。いわずもがな、主催は福賀公民館、そして阿武町農村青年協議会であります。現在、若手のリーダーたちが会の中心を担っています。「今年こそは外で従来とおりにやりたい。」と若いリーダーたちからの提案でありました。

私の立場は、主催である農青の役員であり、議員であり、社会教育の委員長であり、協賛団体である法人の副代表でもあります。ですから、それぞれの立場で複雑な思いではありました。

個人の思いとしては、当然、従来とおりが良いに決まっています。ですが社会教育の立場からは、共催している協力団体、地区の年齢構成を考慮し、時期尚早、足踏みせざるを得ないのではという葛藤もありました。それでも今回従来の形に戻せたのは、若いリーダーの熱意と、それに賛同してくれた地区の賛同団体のお陰であったと思います。これまで協賛してくれていた地域の賛同団体のお陰だと思えます。これまで協賛してくれていた地域の各種団体に、アンケートで意見を伺ったところ、高齢者が多い等の理由で「今回は遠慮する。」といった声もありました。ですから、回数を0.9回とし、次回こそは地域ぐるみで「正にオール」福賀の大農業まつりと言えるモノにしたいとの願いも込めての開催となりました。開催にあたり、マスク、消毒、間隔、3密といった基本的な対策と検温を徹底しました。これは、もう一方の主催者、公民館といった部分の対策として、欠くことの出来ない条件でもありました。

さて、3年ぶりの開催で気が付いた、単純だけれども大きなこと「3年経っている」ということです。これまで毎年の延長線上であったことなので、昨年同様で済んでいたことが、休んでいたことによりスムーズにいかない、段取りを忘れてしまっている、いつもその役を買ってでもやってくれていた人に断られたなど、これまで当たり前としていた部分が、再起動出来なかった部分が多々ありました。町内のお祭りや様々なイベントが、コロナ禍で中止や延期を

余儀なくされています。ですが、何か形を変えてでも開催して行かないといけないのではないかと感じています。再起動には力がとてもあります。改めて繋いでいくことの難しさを思い知ったところです。

今、又、第8波といったことも懸念されてきています。今回の福賀大農業まつりについて、今後のイベント開催等について町長にお伺いいたします。

繋ぐというテーマで多岐にわたる分野となりました。2期目1年の総括的な意味合いでもあります。6項目全て「未来志向」であり、「地域ぐるみ」「地域とつくるまちづくり」といったくくりで、繋ぐことが出来るのではないかと考えてもいます。6項目の提案、質問につきまして、町長のご所見を求めます。

○議長 只今の7番、市原 旭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 市原議員から「繋いでいくまちづくり」について、本当に建設的な6点のご質問を頂きました。順次答弁をさせていただきます。

まず1点目の、人口減、移住者対策についてであります。最初に、定住奨励金あたりの実績について申し上げておきたいというふうに思います。

阿武町の定住奨励金は、平成6年度の創設以来、都度拡充を行って参りました。種類のには、Uターン奨励金、Iターン奨励金、就業支度金、結婚祝金、出産祝金、住宅取得補助金、空き家リフォーム補助金、家賃補助金があります。

特に令和4年度からは、就業支度金の第一次産業に就業された場合に5万円を加算、出産祝金は大幅に拡充し、第1子が20万円、2子が30万円、3子が50万円、4子以上が100万円といたしました。

又、家賃補助は、これは新規で、UターンIターン世帯が新たに町内の賃貸住宅に入居された場合、家賃の1/2を、1/2であります。2年間補助し、又このほか企業版の定住奨励金として、事業所の働きかけによって従業員が新たに阿武町に住むようになった場合には、事業所に対し一人あたり20万円を交付する制度もはじめたところでもあります。

又、制度の周知でございますけども、毎年、広報あぶに定住奨励金の一覧を掲載するとともに、公式ホームページにも掲載し、防災無線でも折を見て、制度の案内をしております。

更に、山口県が「やまぐち暮らしガイドブック」というものを作っておりますが、この中で県内19市町の施策を一冊のパンフレットにまとめております。これを見ても阿武町が一番充実していると思っている訳ではありますが、こ

れは、県内の各市町のほかに、県内の主要な移住相談窓口、そして東京の有楽町の駅前のビルにあります、あつて全国の都道府県の移住相談窓口がありますが、山口県もそこに専門相談員を常設しておりますけども、そこにもこのパンフレットを置いておまして、相談対応をして頂いております。

ここで、定住奨励金の実際の利用実績であります、ここ3年間の実績をまず申し上げていきたいと思っております。令和元年度であります、Uターンが3件、Iターンが15件、就業が、就業というのは就業支度金ですが、就業が1件、結婚祝金が2件、出産祝金が6件、住宅取得の補助金が13件、リフォームが4件となっております。

次に令和2年度であります、Uターンが1件、Iターンが23件、結婚が4件、出産が3件、住宅取得が7件、リフォームが10件です。

昨年度、令和3年度では、Uターンが2件、Iターンが19件、就業が7件、結婚が5件、出産が9件、住宅取得が2件、リフォームが7件となっております、まあ蛇足であります、実は冒頭のあいさつでも申し上げましたが、令和4年度、つまり、今年4月から来年3月までの出生数が、予定を含めて13人と、久しぶりの2桁となるようでありまして、実は昨年度が9人、その前が2年度ですが5人、その前の元年度が4人、その前が8人、更にその前が9人ということで、ずっと一桁が続いておった訳ですが、大変嬉しく思っているところであります。

これは、出産祝金の拡充が功を奏したかどうかは分かりませんが、私は一番の効果があつたというのは、未満児を含めた保育料の完全無料化などの施策が相まって成果が出たものではないかとも思っております、町として久しぶりに明るい話題で、未来に希望が持てたなというふうな感じがしております。

さて、ご質問の、制度を策定の目標値と、達成度、更に今後の人口推移の分析等ありますが、阿武町では平成27年、2015年ですが10月に「阿武町人口ビジョン」というものを策定いたしました、2010年時点の国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所の分析数値をベースに、総合計画、総合戦略に基づく人口減少対策を加味して、目標とする2040年の推計人口を1,834人、2020年の人口推計を3,017人といたしました。

因みに、2020年の国調の実際の実績値は3,055人でありましたので、当時の推計よりも実際には38人のプラスとなったところであります。

この人口ビジョン策定の際の分析の中で、阿武町の人口増減の特徴として、

まず毎年出生した子どものうち、当時は 20 人くらいが出生しておりましたけども、高校卒業を機に 7 割が町外へ就職或いは進学すること、そして、出産適齢女性の既婚率が 57%しかなくて、又一方で、合計特殊出生率は 1.6 と全国平均以上あるものの、出産適齢期女性の絶対数がまず少ないために、出生者数が増えにくいといったことがありました。

そして、こうしたことを踏まえて、Uターンや子育て支援に重点をおいた定住奨励金拡充の制度設計をしたところであります。

ただご指摘のように、個別に目標値を定め、それと比べることは、実際には中々困難でありまして、人口ビジョンを目標としながら、PDCAを繰り返して参りたいと思っております。

次に、田園回帰についてであります。これは、阿武町の総合戦略でもお世話になっております「持続可能な地域社会総合研究所」所長の藤山浩さんの「田園回帰 1%戦略」のお話にもありますが、都市部で起こっている様々な社会問題の受け皿として、今正に地方、森里海に恵まれた過疎地域が注目をされている訳でありまして、新型コロナが蔓延し、在宅勤務など働き方は大きく変わりましたが、おっしゃるとおり、地方への移住の波は起こりませんでした。

ただ一方で、通勤のすし詰め満員電車などに代表されるように、ある意味異常とも思える状況は確認された訳でありまして、正に今、例えばABUキャンプフィールドが賑わっておりますように、空前のアウトドアブーム、自然へのふれあいや人間性の回復などでの地方への移動はある訳でありますから、移住というアクションまで、もう一歩のところにあるのではないかというふうにも思っております。

次に、「人口減、移住者対策の中での、トラブルの際の対応などについて」のお尋ねであります。阿武町の定住対策は、これまで上下水道等のインフラ整備など環境整備のほかに、公営住宅の整備、分譲宅地の整備、空き家バンクの推進、そして定住奨励金制度の拡充、更には子育て支援として、高校生までの医療費の無料化や、保育料の副食費を含めた完全無料化など、総合的に多岐にわたって行ってきました。こうした中、空き家バンクの制度であります。時として、トラブルが発生するのも事実であります。

先の一般質問の答弁でも申し上げましたが、特にIターン者の場合、見知らぬ土地の見知らぬ文化の中に、新たに移住するための支援でありますので、どうしても思いの違いや、過ごしてきた文化の違いで、ボタンの掛け違いも生じ

てくることが確かにあります。

そうしたことから、私はアフターケアの面でも、各地区に1人程度、里親的な方を設けて、こうした相談に乗っていくような制度を新年度からスタートしたいと考えているところでありますが、議員のおっしゃるように、特に難しい案件につきましては、これはやっぱりケースバイケースの対応になると思っております。

ところでABUキャンプフィールドのコンセプトは、「キャンプを目的としないキャンプ場」といっておりますが、キャンプ場への来訪をきっかけとして、阿武町への「接点」をつくることを目的として、キャンプはある意味1泊2日の「お試し住宅、お試し居住」であり、道の駅での買い物や、一次産業をベースとした体験プログラムへの参加を通じて、阿武町への再訪、いわゆるリピーターを促して、阿武町に関心を持つ、又、阿武町を応援する「関係人口」づくりを目指しているところであります。

Uターンにおいても、来訪者が拙速ではなく、阿武町をよく知って、雰囲気を感じて、生活の設計や具体的なイメージを持った上での移住であれば、ミスマッチが少なくなると思っておりますし、特に一次産業に興味を持って下さる方であれば、なおありがたいと思っております。

次に、大きく2点目の教育という視点での「ふるさと教育」、「ふるさと愛」、「子どもたちのボランティア」についてであります。

市原議員もご案内のように、地域貢献ボランティア「FOR THE TOWN」といっておりますが、これは平成30年度から中学生が各地区の盆踊りやお祭りなどの行事のスタッフ等として活動し、現在はそれが発展して、萩高校奈古分校の高校生や小学生にも参加を頂いております。

又、中学生が町内のゴミ拾いを企画して実施するといった、自主的な取り組みもはじまっています。

そもそもこの活動は、地域と児童生徒が密接に関わり支え合うことで、地域へ貢献しようという趣旨ではじまっております。地域の大人と子どもたちが共に活動を通して交流すること、交流していくことによってお互いに親しみを増し、地元にも愛着が生まれ、地元を誇りを持てるようになり、例えば子どもたちが一旦は阿武町を出ていったとしても、又阿武町に帰って来たいという気持ちにも繋がるのではないかと思います。

次に、3点目の積極的なUターン政策についてであります。私もここ数年、

議員のご提案と同じ思いを持っておりまして、そういった意味でも、Uターン奨励金は、金額の増額や要件の緩和を図ると共に、住宅取得補助金についても、Uターン者にも対象にするなど拡充し、更に企業版の定住奨励金や、家賃補助なども開始してきましたが、今後更なる拡充についても、有効性をしっかりと検討した上で、積極的に施策を講じて参りたいと思います。

次に、Uターン者の受け入れの仕組みであります。問題は当事者に情報が届かないことがネックと思われまますので、例えば高校卒業の時や 20 歳の集いなどのタイミングで、SNSなどを使った繋がりづくりや、東京や大阪の山口暮らし支援センターなどでの移住フェアや、新規就農、就業へフェアへの積極的な出展などを図って参りたいと思います。

次に、4点目の「地域の特産である主要農産物の事業継承」についてであります。阿武町、中でも福賀地区の農産物は、やまぐちブランドに認定されております福賀すいかや、福賀の梨の南水、そして白菜、ほうれん草等々、県内でも誇れる特産品としての確たる地位を築いているところであります。

こうした中、これらの作物を町内の農産物、特産に、畑作物の作付け面積の維持と後継者の確保は喫緊の課題であり、この件については、深刻な課題であるとも受け止めております。したがって、すいかについては、福の里とうもれ木の郷、又、ほうれん草については、福の里とうもれ木の郷、飯谷笹尾で主に作付けされておりますことから、法人の担い手、新規就農者、或いは雇用者の方と調整の上、これら産物の作付けを継承していくことが重要であり、又、白菜についても、法人での作付けの検討もお願いできないかなと考えるところでもあります。

又、梨につきましましては、かつては 20 戸以上の農家で栽培されておりましたけれども、現在では 6 戸の生産者で、出荷量は年間約 100 トンとなっており、このままでは福賀梨のネームバリューは失われていく危機感も確かにあります。

今後、福賀梨を守るためには、法人方式等も視野に入れた中で、担当課である農林水産課としても、県農林水産事務所農業部と連携しながら、組合や組合員の皆様のご意向をよく確認しながら、方向性を定めるように指示しているところであります。

次に、がんばる農林水産業就業・経営等支援補助金であります。50 万円以上の販売農家を継承する際に、必要な資格や農具、資材を取得・購入する際の支援として、事業費の 1/2、上限 30 万円ではありますが、これを補助し、又、就

業準備金、家賃補助金、家族就業補助金や経営確立支援金など、農業の継承に大変有利な制度でありますので、就業フェアや農業大学校などでの求人の機会を通じて、広く情報発信するよう努めて参ります。

次に、特産品の栽培技術や知識、市場での価値、知名度を継承することに関連した、指導料的な補助制度の創設に係るご提案であります。

現在、指導的農家に対する補助金制度としては、県の新規就業者定着促進事業がありますが、これは就農に向けて、県が指定する研修機関で1年以上研修する研修生を、研修期間内に先進的農家が受け入れた場合に、指導料的な補助制度であります。就農後においては、こういった支援制度がないのが現状であります。

それぞれの特産作物には、長年にわたって研究し、そして積み重ねてきた技術やノウハウがあり、後継者にこれを継承していくことこそ、地域の特産品の維持にとって必要不可欠なことであり、就農後においては、こういった何らかの指導料的な支援制度があってもよいのではとのご提案には、私も同感であります。今後、他の市町の状況を調査し、又、参考として阿武町としてのこういった制度設計を検討して参りたいと考えます。

次に、5番目でありましたが、5点目でありましたが、役場職員の採用試験の受験者に対する感触や印象、又、この議会本会議や特別委員会への町職員の出席についてのご質問であります。

9月の定例会で申し上げましたとおり、今年度末には6人の職員が定年退職を迎え、来年度においても段階的に定年年齢が引き上げられるとしても、職務経験の豊かな課長やベテラン職員が順次定年退職になります。

こうした中、今後の職員の採用につきましては、職員の再任用や段階的な定年延長をしっかりと見極めながら、長期的な展望に立って、適正な職員の確保や採用計画を行うこととしているところであります。

そこで、今回の職員採用試験の受験者に対する感触や印象についてのご質問であります。これまでもなるべく町出身の受験者を増やし、町出身者のUターンの契機となるよう、受験者の年齢幅を広げて、社会人経験のハードルを下げるように、一次の教養試験については、大学卒業者であっても初級試験を実施するなどの配慮を行ってきたところであり、一方で募集にあたっては、県内の大学や高校等へは試験採用の要項等を直接郵送し、場合によっては行政系の職員が高校の先生に直接説明に行くほか、町の広報紙やホームページ、フェイ

スブック、そして防災行政無線でも呼びかけるなど、広く周知を図ってきたところでもあります。

但ししかしながら、例年町内出身者の受験者が殆どない状況で、今年の9月の一次試験においても、受験者が20人でありましたが、この内町内出身の受験者は1人という寂しい状況でありましたが、今後ともふるさと教育の成果等に期待を寄せているところでもあります。

なお、実際には、私が受験に直接関わる機会は、一次試験の作文を読んで採点すること、そして二次試験の集団面接及び個人面接の採点だけではありますが、正直なところ、わずかな面接時間の中で受験者の人となりを理解し、資質や将来性などを判断することは難しいというのが率直な感想であります。こうした中、今回は採用予定人員も多く見込んでおりましたので、例年よりも早く採用試験を実施いたしました。実は6人の退職者に対し6人を内定し、本人に入庁の確認をしたところではありますが、その後になって、3人から他の就職先に合格したなどの理由から辞退の申し出があり、急きょ今現在、第2次の募集を行っているところではありますが、町内出身者の職員が少なくなっている現状の中で、私としてはやはり、阿武町出身の受験者が少しでも増えてくれることを願い、期待をしているところでもあります。

なお、今後の職員採用の周知については、高校卒業者や20歳の集いの出席者、学生ふるさと応援便の対象者等へのLINE等のSNSを活用したプッシュ型の情報発信を含めて、将来を見据えた繋がりを持てるような仕組みを構築するよう、担当課にこれも指示をしているところでもあります。

又、私自身も東京や大阪での阿武町会等を通じて、町出身者に直接PRも行って参りたいと思います。

次に職員の議会や特別委員会の傍聴の件であります。実はこのことにつきましては、従来から職員は交替で年1回は議会の傍聴をすることとしていたところではありますが、ここ数年コロナの影響によって、又、今年4月からは誤振込みの問題等によってマスコミ等の取材によって、傍聴の席が制限せざるを得なかったために、職員が傍聴出来なかった状況であります。コロナも落ち着いて参りましたので、先の9月定例会からは、職員に傍聴を再開するよう指示をしているところであり、前回の定例会においても各課から1～2名の職員が順番で傍聴をさせて頂いております。

又、特別委員会についても同様に、9月議会から都合のつく課長補佐や主幹

は出席して、雰囲気や議員の皆さんからの質問、執行部の答弁等を学ぶよう指示しているところでありまして、市原議員からのご指摘もありましたように、職員については、今後とも緊張感を持って業務に取り組むよう、引き続き指導して参る所存であります。

最後に6点目ではありますが、3年ぶりの福賀大農業まつりの開催の印象、感想、又今後のイベント開催についてであります。

コロナ禍の中で、福賀大農業まつりは、過去2回はオンラインで開催されましたが、私にご案内がありましたので、2回ともオンラインのところに出席させて頂きましたが、今回、農村青年協議会の皆さんの、まつりを絶やさないという思いを強く感じ、ある意味心強く、又ありがたくしっかりと支援せねばと思つてところでもあります。

こうした中、今年は3年ぶりにリアルな形での屋外会場での開催となり、完全なフルスペックではなかったかもしれませんが、農青の皆さんの若いリーダー達の熱い思いで一念発起されて、地元の皆さんと協議を重ね、コロナ前と同様に開催され、又大いに盛り上がったことは大変意味があり、又大変良かったなと思っております。

ここ数年、コロナ禍の中で、色々なイベントが中止になり、又、地域活動の停止状況が続き、町全体が萎縮して、生きがいや自己実現の機会が失われ、町の活力が低下しているのではないかとさえ思っています。そして、又特に高齢の方々は外に出る機会もなくなって、家に引きこもりがちとなり、健康にも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念もしております。

こうした中私は、感染対策はしっかり行っていけば、又ワクチン接種をしっかりとしておけば、重症化リスクも少なく、ウイズコロナで、行うべき行事やイベントは、是非復活して欲しいと考えています。

そうした意味でもありますが、道の駅で行っております森里海の市や町民センターでのコンサートや講演会も感染対策を行った上で、通常どおり開催させて頂きました。

繰り返しになりますが、スポーツ、文化行事、又、まつり、イベント等を通じ、町が人々が躍動し、活気を取り戻して、本来の笑顔あふれる阿武町を取り戻すよう、これからも取り組むと共に、団体等に対する積極的な支援等も行っていきたいと考える次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 只今町長から、私に提案に対する多くの同感の答弁を頂きました。いち早く形となって皆様方に示されるようお願いをしたいというふうに思います。先ほども述べました6項目一つ一つ全く違う質問かのように見えて、実は一つの繋げるという意味で町を繋げるという意識で見ると、一つの流れがあるかというふうに思います。

町長もうすでにお気付きのようだと思いますけれども、学生時代から地元愛に対する感謝を学び育んでいくようにすることによって、一旦町を出て暮らしても、又引き寄せられるようにUターンしてくるのではないかなという思い、又、そうした気持ちになるように地元に残る我々からも外から帰ってくるように、又、容易に帰ってこれるような環境づくり、農青のような受け入れてくれるようなグループ、団体づくりが大切なのではないかなというふうにも思います。

Uターン者によって、地区外での経験を生かし、阿武町に又還元してくれれば大きな力となるに違いありません。

又、若い力で阿武町の特産品を末永く継承して頂きたい、幼い頃に見た経験した文化や伝統を受け継いでもらいたい、例えば、神楽舞中学校のときを思い出して、若者たちが集って今は新しい地域づくりも繋げてくれています。

先般の女性団体協議会の中で地域づくり研究集会の中でも取り上げて頂きました、大変素晴らしいことだというふうに思います。又、若い町の職員も諸先輩方が持っている地域愛を継承して頂きたいというふうにも思います。

今回の質問は、そんなまちづくりに対する大きなビジョンを持って質問をさせて頂いております。町長も十分その辺のところはご理解頂けてるというふうに答弁の中から感じる事が出来ました。

多くの方がUターン施策を求められているというふうに感じています。

先ほど話を聞きますと、Uターン者が物すごく少ないという、又事実人数も少ないというのもあるんで、それは単に比較にはならないかもしれませんが、年齢構成を見ても、阿武町には持続可能な砂時計のような余裕はもうあまり長くないのではないかと感じる場所もあります。

そのためにも、まちづくりの即効性の高いUターン施策に軸足を置いていくべきだろうというふうに思います。町長から又再度ご認識を頂戴したいと思いま

すが、よろしく申し上げます。

○議長 町長。

○町長 本当に建設的な前向きな6項目のご質問を頂いて、私も答弁を書く中で本当にありがたいなというふうな思いがしたのが実感であります。

やはり地域が継続していくためには、そこに暮らす人たちが繋がっていく繋がりを継続していく、そして又産業が繋がっていく、そういったことが一番大事であります。それには一番やはり近道という言葉は悪いかもかもしれませんが、そこで暮らしてきた、或いは生まれ育ってきた人たちが、一端は外に出てみずね、帰ってきて、そこで色んな経験をもとに、更にそこで外に出て学んだことを加味したら、本当に暮らしやすい町が、田舎であってもよくいわれるシンクグローバルアクトローカルとかいう、そういう話になろうかというふうに思います。

本当に田舎であっても、近代的な開かれたまちづくりが出来るんじゃないかなというふうに思います。そうした中で、Uターン施策というのは大事ななというふうにつくづく感じます。そこでですね、ちょっと一つだけ、もう時間ないですけども、申し上げますが、ちょっと感動したところがありましたので申し上げますけども、職員の中で、今町内出身の職員が本当に特に新規採用職員少なくなっておりますけども、あぶ芸能祭がありましたねこの前、先週、であぶ芸能祭の時に、役場の職員が出演してくれました。1人を除いて全員がIターンの人で職員だったと思います。まず一つが、うちの広報の職員とまち推の職員が2人で掛け合いで、面白おかしく歌というんでしょうか何でしょうか、そういったことをやってくれて、皆さん盛り上げてくれた。

そして、又子どもたちと一緒に後バックダンサーをやった4人の男子、1人は地元出身ですが、後の3人は阿武町を受けた職員です。

こういった活動を通じてですね、彼らが特にIターンで役場に入った職員がですね、地元で馴染んで地元で何とか貢献しようという、こういった気持ちになってくれたからこそ、あの場に出て恥ずかしいと思いますよ、いきなり出る訳でもないと思います。多分練習を重ねて、バックダンサーの踊りが出来たんじゃないかと思うんですね。ですから私が言いたいのは、理想は地元の人でなっていくのがいいかもしれませんが、でもちゃんと皆さんが頑張ってやってくれるのであれば、そういったIターンの方、Iターンの職員であっても、Iターンの人でもいいんですけど、しっかり受け入れて、そして彼らがその気持

ちになって馴染もう、町のために何かしていこうということになればですね、私はそれも大きな力になるというふうに思いますし、彼らはIターンだからと、そういうことはやっぱり言っちゃならないと思います。是非一緒になって、この町を、もうここを終の棲家としてここに奉職したんですから、そして彼ら彼女たちの子どもは阿武町の出身者になるんですからね、一緒になって自分が若い職員であっても死ぬ時は阿武町ですから、町民として死ぬんですから、そのようなまちづくりを自分のためにも、自分がどう死んでいくかのためを含めて、まちづくりをやっていく、そういう気持ちに皆がなって頂きたいし、我々も彼らを応援していかなきゃならないし、そういった視点であたたく見守ってやってくれたらありがたいなというふうに思います。ちょっと脱線しましたが、以上でございます。

○議長 7番、再再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 再再質問という訳ではないんですが、後2分しかないので、自分の思いのたけだいわせて頂いて、只今の町長いわれましたように、Uターン者Iターン者という意識も僕の中にはないんですが、やっぱり新しいまちづくりをするには新しい考え方は当然必要なので、それはそれでこれからも切磋琢磨してお互いに町のためと思って色んな活動していくべきだと思います。

最後締めだけさせて下さい。町議会議員となって政治家と呼ばれるような立場となりました、議員は町政を語る時に大きなビジョンを持ちあわせる必要があるというふうに思っています。私は小さな一つ一つの項目であっても、問題を解決するとき、そのビジョンに当てはめて考えています。それは次世代に繋げるということです。

繋げていくべきものなのか、次世代が求めているものなのかといつも自分に問うてます。これからも次世代に思いを馳せながら、精一杯努力をしていきたいというふうに思っています。幼いときから、地域と共に成長し、いつか地域の舵取りを担うんだと心算を持った子どもたちが多く現れてくれることを祈りながら、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 これをもって7番市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／10時24分 会議再開／10時33分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議長 次に4番、西村容子君、ご登壇下さい。

○4番 西村容子 4番、西村容子、改めまして、おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

不登校について、先日、萩市の方から、「阿武町はよく子どもが学校を休んでいるみたいですね。」と尋ねられました。

以前は外遊びをする姿を見ていましたが、この頃は、ゲームやスマホなどを使って一生懸命遊んでいます。又「子どもの姿をあまり見ないね。」とのお話も聞きます。ましてや声も聞くこともありません。

そこで、毎年、不登校が増えていると聞いておりますが、不登校の原因には、いじめ、友人とのトラブル、家庭環境など複数の問題があると思われまます。現場の先生方も、大変なご苦労があるのではないのでしょうか。

そして、10月末日文部科学省の調査において、新型コロナウイルス禍の影響で、不登校が過去最多となっているとの発表がありました。以前は一斉休校、そして運動会、遠足など学校活動にも制限となり、生活リズムの乱れも原因の一つとも言われていますが、この頃はかなり制限が緩和されていると思っています。

そこで、最近、特に子育ては「ほめて育てましょう」と言われています。ほめ言葉が大きな喜びとなり、やる気や勇気へと繋がります。場合によっては叱ることも必要です。しかし、いつも叱ると心が折れてしまいます。親御さんで悩んでいる時は、地域の人と一緒に子育ての考えはいかがでしょうか。そこには、子育て経験者も沢山おられます。核家族の良さは良さとして、地域の方の経験がマッチすれば色々な知恵も出ます。そして、早く地域に馴染むことも出来るのではないのでしょうか。会話の中で、自然に子育ての不安も減少すると思いますが、あまり強要は出来ないと思っております。いつも地域の方は、子ども達のことを大変心配されております。

過去にない複雑な社会環境の中、しっかりと子どもに声をかけ話を聞く、そして向い合うことが大切だと考えます。未来ある児童・生徒は、大事な阿武町の宝です。

笑顔で学校に行きたい、友達に会いたい、楽しいという気持ちが少しでも

多くなると良いと思います。このような現状の中、質問をいたします。

1 通級指導教室が以前より増えているようですが、ここ5年間の状況をお訊ねします。

2 報道では、児童虐待の事件を多く聞いておりますが、町内は如何でしょうか。又、暴言やいじめなどの原因で、心の病気の引きがねにもなりかねません。いじめによる被害も過去最多で重大な問題となっているとも伺っております。しっかりと子どもを守る体制の見直しを是非進めて欲しいと思います。終わりの見えないコロナ禍の中、子ども達にとって色々な悩みも起こると思われまます。

この様な現状の中、現場の先生方だけでは手におえないのではないのでしょうか。今後、スクールカウンセラーが重要な役割を担うと思います。スクールカウンセラーは月に何回位、又、状況によって来校されているのでしょうか。

3 以前、令和3年度3月議会において上村議員の質問に、新型コロナウイルス感染症対策や不登校などにオンライン授業を受けては、との提案がありました。回答は、すべてがオンラインを受けるのではなく、登校させる必要となることもあるなどとお聞きしております。しかしながら、長期に休む場合は、授業も遅れるのではないのでしょうか。その場合は何らかの方法を取られているのでしょうか。以上、3点の質問について教育長の答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長

○教育長(能野祐司) それでは、西村議員からありましたご質問にお答えいたします。

議員がいわれましたように、現在は児童虐待、いじめ、不登校等、子どもに関わる多くの問題があります。その解決に向けて、教育委員会、学校、役場健康福祉課、児童相談所、場合によっては警察との連携により、家庭や子どもへの支援・指導を行っているところです。

そのような中、議員がご指摘のとおり、少子化、核家族化に加え、共働き家庭が増加している昨今、家庭での子育てが重要なポイントといえます。

そのため教育委員会では、今まで組織しておりました、不登校児童生徒の保護者を対象とした家庭支援チーム「あすなろの会」に引き続き、家庭教育支援チーム「おひさま」を組織し、子育ての先輩方による保護者への支援体制をと

っております。現在は主に各学校の保護者懇談会等を活用して、保護者と子育てについて気軽におしゃべりをする「おひさまカフェ」を開いております。今後はチームのメンバーを増やし、更に活動を広げていく予定です。

さて、ご質問にありました通級指導教室の状況につきましては、本年度2学期から阿武中学校に開設し、現在は3名が障害に応じた自立活動を週1時間程度行っております。来年度は5名程度の予定です。阿武小学校の通級指導教室では、福賀小学校への巡回指導を含めて、平成30年度が23名、令和元年度が19名、令和2年度が18名、令和3年度が16名、令和4年度が11名で、来年度は10名程度になる予定です。なお、この通級指導教室は、町内のみならず、萩市の東部の小中学校も対象としております。その該当校に教員が出向いて指導しております。

次に、児童虐待の状況に関しましては、ここ数年は児童相談所に通告して一時保護をするような重大な事案はありませんが、児童相談所の助言のもとで、役場健康福祉課と連携して指導・支援をしながら、注意深く見守りをしている家庭が現在数件あります。内容としては、親が子どもを説諭する際に肉体的苦痛を与えたケース、夜間に子どもだけで過ごしているケース、家庭内の生活環境が劣悪なケースです。

又、いじめにつきましては、議員がいわれましたように全国的に認知件数が増加しており、これは、かつては悪ふざけ等として見逃していたことを、いじめとして捉えるようになった、教職員の意識の向上によるところが大きいといわれています。このような中、自殺に繋がる重大事案も多くあり、いじめ防止と解決に向けた取組には、学校や家庭、地域、関係機関が連携して取組む必要があります。

ただ、早期解決を目ざすあまりに、表面的な現象のみを抑えた中途半端な解決になってしまうケースが多々見受けられ、時間が経過するとともに再発をすることがあります。しっかりと時間をかけて加害児童生徒の意識や心を変える指導が重要といわれています。そのため、完全な解決までには長期の対応が必要となっております。

なお、本年度における町内の学校でのいじめ発生件数は、小学校、中学校ともに4件ずつで、現在、各学校で完全な解決に向けた継続的な取組を進めているところです。

又、この児童虐待やいじめは、なかなか表面に現れてこない傾向があり、表

面に出てきたころにはかなり深刻になっている場合が多く見受けられます。

そういったことから、まずは早期発見に向けた体制づくりに努めることが重要と考えています。そのため町内の各学校では、教職員による子どもの表情や言動、けがの有無についての日常観察、教員やスクールカウンセラーによる教育相談活動、毎週実施する児童生徒への生活アンケート、年2回実施している集団適応状況把握アンケート、年3～4回実施する保護者向けアンケートを実施して把握に努めております。

又、事案への対応については、児童虐待等の家庭に関わる問題では、学校、保育園、教育委員会、役場健康福祉課が中心となって子ども支援会議を開催して、情報共有と対応をしております。いじめに関しては、阿武町いじめ防止基本方針を策定しており、それに則って各学校でいじめ防止基本方針を策定し、校内いじめ対策委員会を組織して対応をしています。

これらの問題では、児童生徒の心身を守ることを第一とし、必要に応じて警察、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携しつつ、防止と事案の解決に向けた取組をしているところです。

今後は、常に児童虐待やいじめ等があるのではないかと、という教職員一人ひとりの危機意識の更なる向上を図って、早期発見に努めるとともに、学校内はもとより、関係機関との情報共有や連携の体制が、よりスムーズかつ密になるよう再点検とマニュアルの見直しを図っていきたいと考えています。

続いて、スクールカウンセラーの派遣状況についてお答えいたします。

スクールカウンセラーは、県の教育委員会が実施する事業として、中学校区に1名が県費で派遣され、校区内の小中学校で活動しています。本年度の阿武町への総派遣回数には月3回ペースで年36回、時間として126時間の予定です。更に阿武町では、県の事業とは別に、町費で10時間程度派遣出来るようにしています。

最後に、長期欠席者への学習支援についてお答えします。

議員がいわれました、不登校や新型コロナウイルスで学校を長期に欠席する児童生徒に対して、配布しているタブレットを活用したオンライン授業を提供することについては、希望者には実施するように各学校に指示しているところです。直近では11月下旬に阿武小学校において、新型コロナウイルス感染で欠席した児童に向けたオンライン授業を配信しています。

ただ、オンライン授業を視聴するには、通信容量が多く必要になります。そ

のため、タブレットのLTE回線の契約容量では僅かしか視聴出来ません。視聴するには、家庭にWi-Fi環境が必要であり、環境が整備されていない家庭では希望があっても十分には視聴出来ないという問題があります。

オンライン授業以外にも、タブレットを通して家庭からアクセス出来るデジタルドリル教材を活用したり、同じくタブレットからMicrosoft teams内にある学級掲示板で、教員から問題を提供したり、児童生徒からの質問に答えたり、同級生による学習サポートをしたりしています。

今後とも、このような取組を通して長期欠席者への学習支援が出来るようにしていきたいと考えています。

なお、デジタルドリルについては、来年度からAIが搭載され、問題の解き方や解答の誤りに応じて次に取組むべき課題を、AIが判断して提供するものに変更する予定です。これにより、家庭における自学自習が一層充実するものと期待しているところです。

又、長期に欠席している児童生徒には、家庭での様子を把握するために定期的に担任等が家庭訪問する際に、年度当初に購入した問題集やプリント等による学習を促すとともに、学習内容に関する質問にも答えるといった学習支援も行っています。

ただ、不登校の場合には、このような学習支援を活用して学習に取り組む児童生徒は極僅かであり、家庭ではゲームをして過ごしている場合が多く、中には、夜遅くまでゲームをして昼夜逆転となっている児童生徒もいます。いかにすれば学校のほうに心を向けてくれるようになるのか。不登校問題での難しく苦慮する点ではあります。しかし、本人が学習をするかしないかは別として、学習支援は児童生徒と学校を結ぶ一つの糸であり、たとえ細くてもその糸を切らないように、スクールソーシャルワーカーによる本人、及び保護者への生活環境の改善に向けた働きかけを得ながら、根気強く紡いでいくことが重要と考えています。以上で、西村議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 はい、4番、西村容子です。なかなか昼中は元気だそうで、夜も一生懸命機械を使って遊ぶとか、日中逆転ということも起こりますし、もうこれから大事な時期に入って、昼寝で夜は元気にスマホ触ってる、そういう

生活を少しでも減らすような持っていき方でしないと、将来の子どもさんを、それは僅かでしょうけど、なんかいい方法とって頂ければなと思うんです。せっかくだから、いつも思うのは子ども会とかですね、私も出るのは出ますけど、あまり地域と触れ合う場もないような状態、まあコロナの状況でもありませんから、その辺も少しずつ一緒に地域の人と出会うことも私達の方もそうしないといけないんですけど、学校サイドからも、やっぱり自分たちの殻に入らないようにっていうのは思うんですけどね。出来れば、地域の子どもです。これからは大変な時期に今入ってると思います、不登校があるっていうのは聞いておりましたけど、これは大人になったらちゃんと勤めてやろうとか、そんな心配もするようになりましたものね。お願いしたいと思います。以上です。

○議長 教育長

○教育長 今議員がおっしゃったとおりだと思います。やはり、子どもたちの環境をですねいかにして変えていくか話し合う、やはり先ほど申しましたように心をいかに変えていくか、そういうあたりをスクールソーシャルワーカーとかですね、スクールカウンセラーに訪問して頂いてですね、対応して頂くと、又、担任もですね、出向いたときにはそのあたりの話も保護者を交えてですね、話し合いをしていくことが必要かなと思っております。ただ、なかなか難しいのは現状であります。又、地域等に積極的に出るというのはやはり家庭で足を後ろから押してもらうことが一番大切かなと思いますし、その機会を提供する子ども会の活動とかですね、色んなボランティア活動とかしておりますので、そのあたり積極的に参加してもらえたらなと今考えておりますから、そのあたりは学校と教育委員会と家庭と相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長 4番、再再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 4番、西村容子です。あの一本当、今までちょっと考えられない、休んでるっていうのが、学校へ行くのが当たり前という考えでいたんで、私らの感覚ではちょっとそういう捉え方をするんで、なかなか目に見えてどんどん元のようにというか、毎日学校へ行けるような、そういうふうみんなに助け合わんと、もう家族もですけど、地域も少しそういう気持ちもないといけんのかなと思います。是非頑張って、もしあれでしたら、地域の人には言える人には言われた方がいいんじゃないかな。でも喋られると困るというのも

あるんで難しいところでもあります。よろしくお願ひします。

○議長 答弁いますか。

○議長 これをもって4番、西村容子君の一般質問を終わります。

○議長 次に5番、松田 穰君、ご登壇下さい。

○5番 松田 穰 では改めまして、こんにちは、5番、松田 穰です。通告しておりまして2点の質問の1番目の質問に入らせて頂きます。

1点目、木与防災道路工事における残土の保管に関して、質問をさせていただきます。漁業という仕事をしておりますと、サラリーマン時代とは違って、毎日のように海から陸の景色を眺めることが出来ます。私が所属しております定置網の漁場は、木与の沖に浮かぶ野島周辺に2ヶ所、モドロ岬の所に1ヶ所、合計3ヶ所の定置網を毎日のように上げて、多様な魚種を水揚げ、出荷することを日々の生業としております。

モドロ岬の所の定置網を上げて、次の野島の西側の定置網への移動は、ほんの5～6分なんですけど、現在は第三トンネルが貫通して次の工事のための作業道を海岸側から作り上げていく様子がよく見えます。

この木与防災道路建設は、国道191号線が悪天候時に通行止めになることも多く、地域の交通の利便性を改善するために必要との目的があつての整備であり、当初は自分の周りの漁業者からも「トンネルの工事の際に発破作業も行われるのに、海に影響はないのか？」とか、不安というか心配の声もありましたが、道路整備自体への反対の声は私の方では聞いておりません。

ただ、最近ではその残土処理に関しての不安を耳にすることもあり、今回の一般質問で取り上げさせて頂きました。

現在、山ノ口の残土置き場について、谷の部分の樹木が伐採され、工事の進んでいる様子がよく見えます。木与防災道路の工事当初の予定より、残土の量が増えたため、残土置き場を広げるような形になり、国土交通省とも協議した上で、残土置き場の用地を確保して、将来的には企業誘致の土地の確保につなげていきたいという話であつたと記憶しております。少子高齢化の進む阿武町にとって、将来のことを見据えて必要なことであると思いますが、それが逆に現在阿武町で仕事し、生活している方々の不安につながるようなことになってはいけないと思います。漁業者というと、沖に出て魚を獲って、それを市場に出して、そして時化の日には休みと、割と時間を自由に使えるイメージもあるかもしれませんが、実際は定置網漁の場合ですけど、朝早くから少々時化ても沖

に出で、定置網を上げて、魚がいるかないかで一喜一憂して、港までの帰りは魚の選別、それが終わると陸に挙げた網の洗浄や網の補修、又、海に使っている網が汚れると網を入れ替えしたり、漁獲が少ないときは何が悪いのか、特に少人数でも従業員を抱えている定置網などの漁業の親方は、日々真剣に考える様子が見て取れます。それは阿武町内にある三つの定置網事業者皆がそうでしょうし、一本釣り等の他の漁法でも仕掛けの準備やえさの準備等、漁に出ているとき以外の時間も色々考え、行動されていると思います。それだけに、事業者自身の出来ること以外の海の状態や環境の変化など、外部からの影響を受ける部分に関して非常に敏感であると感じます。近年の海水温の上昇等、地球規模での環境の変化というのがありますが、「森は海の恋人」と考える人もおられまして、樹木の伐採による山や森の環境の変化や、工事による山の斜面の露出等、近くを川が流れていたり、又、見えない地下水脈など、海への影響も出てくるのではないかと心配にもなります。地域の利便性や災害時のリスク回避のための工事ではあると思いますが、そのためにその地域で仕事をしている一次産業の事業者や、地域で生活する人々への影響、リスクなどは出来る限り最小限に抑えて頂きたい。当然そういったリスクへの対策、配慮はしっかりとされているのであらうと思いますが、これまでに工事による土砂の流出とか、そういった環境への影響はないのか、又、現在整備中の残土置き場も川の近くでもあり、土砂が流れ出る事はないのか、そして、どの様な環境対策や配慮がされているのか、具体的な内容とか、樹木の伐採とかが海に影響を与えることはないのか、以上、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の5番、松田 穰君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 木与防災道路における残土管理に関するご質問であります。

質問の内容は、残土処理場設置のための山の木々の伐採等により、腐葉土等、海域に栄養分等の流入が減少するのではないかとありますが、共通認識のために、まずはじめに、木与防災事業の経緯と概要を若干説明させていただきます。

ご案内のとおり、この事業は平成29年度に事業採択されて、令和元年度より本格的に工事に着手した訳ではありますが、鳥取県を起点に島根県を經由して、下関で中国縦貫道に繋がる、そして将来の山陰道の一部であると同時に、脆弱な宇田・木与間の、国道191号の代替道路ともなるものであります。

又、特に奈古、宇田郷地区、更に田万川、須佐地区の方々にとっては、日々の生活はもとより、救急車等の通行を確保する正に命を守る、大変重要な道路であることから、他の地区に先行して採択されたことは、議員もご承知のとおりであります。

又、延長は 5.1km ありますが、そのほとんどが山間部をとおるために、半分以上になります 2.7km がトンネル工事となり、掘削に伴い発生する残土の総量は約 60 万 m^3 にもなり、これは東京ドームの容積の半分くらいの量で、これまで町内で行った工事の残土処理とは正に桁違いのものであります。

このような中、木与防災事業が着工するためには、大規模な残土処理場が必要であった訳であります。このことについては、それぞれの通過地である各自治体が責任をもって対応することとなっています。

従いまして、本町といたしましても、早期に採択頂いたことに応えるためにも、全力で候補地を検討する中、ある意味残念なことではありますけれども、町内で増えている耕作放棄地に着目して、更に谷間にある農地であれば、ある程度まとまった土砂搬入が可能だと考えた次第であります。

そして、奈古から宇田郷の間の数ヶ所を候補地にあげて、それらを事業主体である国土交通省に提示して、技術的見地から検討して頂き、その結果として土砂投入による家屋や公共施設等への影響が少ない場所として選定されたのが、今回利用させて頂いております、惣郷と奈古の処理場の用地であります。

なお、それぞれの受け入れ可能量であります。惣郷につきましては約 22 万 m^3 、そして奈古につきましては約 70 万 m^3 で、併せると 92 万 m^3 になりますが、今回の残土量が 60 万 m^3 に対して大きく余裕がある訳であります。これは、木与防災事業の次の区間の採択を考慮したものであります。

又、処理場を奈古と惣郷の 2ヶ所に用意した理由であります。大量の土砂を運ぶためには、当然ダンプトラックの通行台数も多くなりますが、宇田郷側と奈古側に分散することによって、道路沿線にお住まいの住民の方々にとっての騒音等の軽減効果もあるものと考えています。

本題に戻りますが、はじめに木々の伐採による海域への影響であります。郷川の流域面積、つまり雨や雪が川に流れ込む範囲であります。全体で約 22.1 km^2 あります。又、この内住宅地等を除く森林面積の約 20 km^2 に対し、今回伐採した面積は 0.09 km^2 で、割合からいいますと 0.5%程度となりますので、影響は殆どないと考えています。

同様に、惣郷の尾無川につきましては、近傍の白須川と併せた流域面積が約 9.7 km²で、その内影響面積は 0.04 km²、割合からいけば 0.4%程度になり、こちらも僅少で影響は殆どないものと考えています。

因みに、奈古地区と宇田郷地区全体の流域面積における森林面積は、地積簿上は約 57.4 km²でありまして、その影響は更に小さくなるというふうに考えております。

次に土砂が海域に流れ出る可能性ではありますが、国土交通省によると、まず土砂の埋立工法につきましては、道路を作る際の基準であります道路土工指針に基づき、山陰道本線の盛土と同じ構造基準で行っております。

具体的には、ダンプトラックにより搬入した土砂をブルドーザー等で 30cm 厚に敷き均した後に、タイヤローラー等の転圧機でしっかりと締め固めます。どちらの区域も、元々は農地で水平であったことから、垂直方向に転圧が可能であり、道路の盛土同様に、高い強度の盛土造成が期待出来るといわれています。

次に、埋立地の排水処理についてであります。2つの埋立地ともに、現況の水路に代えて、口径が約 1m の丈夫な暗渠排水管を布設するとともに、更に山側の横断方向から流れる小さな浴水や湧水、又、水が集まりやすい箇所についても、それから取水可能な穴のあいた暗渠排水管で処理することとしているほか、これとは別に、新たにコンクリート製の開水路を、明許ですね、明許の水路を設置することになっています。

又、盛土後の縦断方向の勾配については、元々の状況と同じ程度の勾配にするなど、降水等による盛土の崩壊、流出がないように配慮することとなっております。

又、大雨の際には、粒の小さな砂等については表面水として流れる可能性があるために、工事中においては、下流側に沈砂池を設置して、ここで砂と水を分離させ、上水だけを流すこととしているほか、この上水については、定期的に水質調査を行い、管理を行うと伺っております。

なお、完成した盛土法面には、植生を施す予定ですので、土砂流出の可能性は著しく小さいと考えています。

この他、工事施工にあたっては、土砂が海域に流れないように、先行する山陰道などで培われたノウハウ等を取り入れながら、対策を行っていることと伺っておりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

げます。以上で、答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 再質問というか要望になるんですけど、普段こういった土木工事なんか僕ら接する機会がないんですよ。やっぱり自分たちの知らないことに関しては、不安感じたり分からないことはどうしても想像に頼ったりする部分もありますんで、ただ今回こういったしっかりとした基準を設けられて残土の保管に関して十分配慮をされてるっていうことも分かりますので、あとはこれをしっかりと、基準どおりにやって頂く、こういったことを要望して、質問の方を終わりたいと思います。以上です。

○議長 町長。

○町長 実はこの山陰道、だけじゃないんですけど、色んな県道も含めてですが、色んな工事についてはですね、定期的に事業者、そして国交省、そして実際に行っている事業者、そして町も入れてですけども、定期的な会合があります。その中で色んな諸問題について話し合っている、話し合うようにしておりますから、何か今こういうことでありますが、何か本当に特別なことが又起こったようなことがあったらですね、是非町の方にでも土木建築科にでもいって頂いたらですね、すぐ取り上げて、その会合の中で皆さんで協議していくというふうにしておりますから、そのようにお願いしたいというふうに思います。以上です

○議長 5番、再再質問ありますか。

○5番 松田 穰 ないです。

○議長 再再質問ないようですので、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○5番 松田 穰 引き続きまして、マイナンバーカードに関して2つ目の質問に入らせて頂きます。

今年の6月、自治体ごとのマイナンバーカードの交付率を、自治体への地方交付税算定に反映させるというニュースを見ました。又、9月には「デジタル田園都市国家構想交付金」の配分に、マイナンバーカードの普及率を反映させる方針を固めたという報道も見ました。

地方交付税というと、今年度予算書を見てみますと、町の歳入約 31 億円の

内の半分弱の 15 億円、又、昨年度の決算書を見ると、歳入調定額が約 45.4 億円の内、約 20 億円弱と約 43 パーセントを占めております。そうすると、阿武町のマイナンバーカードの交付率が現在どの様な状況なのか気になっています。

調べてみますと、令和4年10月末現在で全国平均が51.1%、都道府県別で山口県が53.4%で、これ又全国で9位、そして阿武町が10月末現在で53.1%と全国平均よりも若干上回った状況でした。今日見ると11月末で又新しいデータが出ていると思うんですが、国の施策で行うマイナンバーカードの普及率を、地方交付税の算定に反映させるから、交付率を上げるように自治体に努力しなさいと言われていたようで、色々な自治体から批判の声も出ているようなんですが、予算の多くを地方交付税が占める阿武町にとって、今後の施策の実施や行政サービス等、町の運営に影響が出てくるのかが心配なところでもあります。

又、デジタル田園都市国家構想については、今年4月に町内には光ファイバが整備され、3月にオープンしたキャンプフィールドでのワーケーション利用の推進や、空き家を利用してのサテライトオフィス整備等行っており、そういった部分に関係してくるものなのかどうなのか、そういった部分も気になります。

実際に町の運営に影響が出るものなのか、又、交付率は調べる事が出来ましたけど、現在の申請率がどのくらいあるのか、そして交付率を上げる取り組みや、交付率の具体的な目標などは設定しているのかどうか、このあたりについて、町長のお考えを教えてください。お願いします。

○議長 只今の5番、松田 穰君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 マイナンバーカードに関するご質問であります。

まず、マイナンバーカードの普及状況による、地方交付税やデジタル田園都市国家構想交付金への影響、反映、中でもデジタル田園都市国家構想のキャンプフィールドのワーケーション利用の推進や、空き家のサテライトオフィス整備等への影響ではありますが、昨年度整備致しました光ファイバにつきましては、いわゆる情報インフラ工事でありまして、ABUキャンプフィールドや空き家を活用したサテライトオフィス施設にも引き込んでおりまして、Wi-Fiを通じて、利用者の利便性の向上やワーケーション、サテライトオフィスなど、

高速の通信環境での利用促進が鍵となって来ますが、本町では既に他の事業等を活用して整備を進めている面もありますが、今回のデジタル田園都市国家構想及びその交付金につきましては、デジタル技術、或いはA I 等を使ってハード、ソフト両面で、経済の分野から民生の分野に及ぶまで、利便性や効率性を向上させることを目指していますので、当面は各種通信インフラ等の整備、或いは、町の運営には影響がない訳ではありますが、この交付金は、大変幅広い分野に利用出来ますので、しっかりと活用すれば、町民のためになる、新たなデジタル化の取り組みも考えられますので、何らかの形で是非活用したいというふうに思っております。

なお、たまたまではありますが、今朝のネットニュースで見えておりましたら、この交付金を利用するためのハードルが、最初は各市町村のマイナンバーカードの 11 月末での交付率ということでありましたが、地方からの強い要請を受けて、これが申請率に変更されて、更にその率が、申請率が 53.9%を超えたところに交付金が交付されるという話、ハードルが交付率から申請率に下がった、ということになると思います。

なお阿武町のカードの申請率は 11 月末で 68.3%でありますから、53.9%と比較して、大きくハードルはクリアしておることになります。

因みにマイナンバーカードの交付率について、若干もう上げておきますが、阿武町においては、スタートは大変低い水準で推移しておりましたが、実は今年の 4 月 1 日現在では、交付率は全国が 43.3%でしたが、実は阿武町は 39.5%となっておりまして、3.8 ポイント全国より低い状態にあり、又、県下でも比較的低い水準でありました。

こうしたことから、私と致しましては、ペナルティがあるかどうかということとは別として、何とかこれを上げなければと思ひまして、担当課に指示して、ご承知のとおり、窓口の休日の開設、そして時間延長、更に自治会や事業所・団体への出張申請窓口の開設、或いは集団ワクチン接種会場での窓口開設、福賀大農業まつりのときでも窓口を開設する、イベント会場での出張申請受付をするなど、又、広報や防災行政無線・ホームページを利用したPRなど、様々な手段を講じた結果、この 10 月 30 日現在、先ほど紹介がありましたけど、この 10 月 30 日現在の実績が、全国が 51.1%なのに対して、阿武町は 53.1%となって、全国より 2.0 ポイント高い状況までいきました。

又、申請率においては 59.4%となっております。

なお、直近この 11 月末であります、戸籍税務課の方でも一生懸命取り組んでおりまして、これはまだ確定値ではありませんけども、11 月末の数値は、申請率が 68.3%先ほど申しましたが 68.3%、交付率が 60.6%となりまして、相当高い数字にまできたかなと思っております。

最後に、交付率を上げる取り組みや、交付率の具体的な目標設定ということですが、国は2年後に健康保険証をマイナンバーカードに一本化すると発表し、又、近い将来には運転免許証もこのカードに一本化するという方針を出しております。

健康保険証への一本化については、国の資料によりますと、医療機関等の窓口を設置されるカードリーダーの普及が、今年9月18日現在で、実際に運用が開始しているのが、まだまだ29.1%、このカードリーダーの申込が75.4%となっておりまして、病院等の対応が鍵となる中、今後、国が補助事業などで強かに推進するものと思われま。

こうした中、本町では平日の本庁及び両支所の窓口で、マイナンバーカードの申請書の作成から、写真撮影、そして発送までの全てをサポートするいわゆる「サポート申請」を行っており、又、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録や、国や町の給付金や還付を受ける「公金受取口座」の登録もサポートし、マイナポイントを申し込む「マイナポイント申込支援」も同時に実施中であります。

又、この12月には11日(日)と、17日(土)も休日窓口を開設いたします。又、毎週木曜日には、午後7時まで時間延長を開設し、申請だけではなく、交付やマイナポイントの申込支援を実施しているところであります。

更に、窓口の中々来られない方に向けては、自治会や事業所・団体で、5人以上の希望者がおられれば、出張して申請手続きをサポートする「出張申請窓口」を開設し、先ほどもいいましたが、集団ワクチン接種会場や福賀大農業まつりの会場でもやっております。

更にマイナンバーカード申請時のみの来庁で、カードは郵送する手続きが出来るよう、「申請時来庁方式申請」も実施しておりますし、その他、色々な形でPRをしているところであります。

従いまして、この状況から推測すると、年度末の来年3月末であります、交付率で80%くらいはいくんじゃないかなと感触を持っておりますが、今後とも町民の皆様のご理解を得ながら、しっかりとマイナンバーカードの取得推進

に努めて参りたいと考える次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 では再質問です。先月の交付率から、10月末の交付率から11月末の交付率、暫定値ということでしたけど、やっぱり伸び率を見ても普段の職員の方の努力というのがすごい見て取れます。実際に防災無線を聞いていまして、出張申請だったりそういったすごい努力をされてここまで伸ばしてこられたんだなっていうのは感じております。ただそうした努力の中で、やっぱり申し込んで来られない方とか、簡単にない頭で想像すると、やっぱりセキュリティとかそういった部分に不安を感じておられるのかなとか、そう勝手に自分が想像しているだけなんですけど、やっぱりそういったサービスに踏み出せない方の不安ですね、こういった部分を解消するために、何か特に施策とか考えられているのか、実際に以前市原議員の質問にもあったと思うんですけど、福賀診療所でマイナンバーカードを持ってたから保険証を忘れたけど助かったとか、こういった色々役立つ部分っていうのもあると思いますので、そういった部分をうまくアピールされているのかどうか、そのあたりもちょっと教えて頂ければと思います。

○議長 はい町長。

○町長 まずですね、本当に担当課の方で頑張ってますね、色んな方法とりながらやっております、本当に順調に進んできたかなと、スタートが特に低かったものですから、上りのカーブは結構上がっているなと思います。

実際問題として、事業所あたりについても、町内の事業所で今からのやつも含めて今2ヶ所、社協とナベルさんですか、そして、自治会に出向いてやるというのは後6ヶ所ぐらい、出向いてですね、自治会でできて下さいっていったら、うちが行って手続きする訳ですけど、今からもですね、受け付けてますから、是非自治会の方からですね、うちの自治会の中でやりたいからきてちょうだいということがあれば、いってもらったらいくようにいたしますので、是非申し出て頂きたいんですが、ただこの普及についてもですね、はじめに、まず一番問題だと私も思っていない、市原議員も前にいわれましたけれども、医療機関に行ってもですね、今、随分申請率は上がってますけど、実際には3割弱しか置いてないんですよ機械が、だったんですよ。今、申請は随分出て、今から

機械をカードリーダーやっっていくんですけれども、そういったものの普及をもう少しこれは我々じゃなしに国がですね、しっかりやって頂かないと、普及は難しいと思います。前もご紹介いたしました、私が歯医者に行く歯医者でもお願いしますと言ったらやってませんで、そんな結構大きな歯医者なんですけれども、やってないとそういうような状況でですね、どうだかなというふうに思うところもあります。又今は健康保険証というふうな話で、賛否両論色々あるんですけれども、でも国がいただいたらやるでしょうと思いますし、更に運転免許証でも、今その中で色々な事務がその中に付与されてゆくというふうなことがPRが足りないし、セキュリティの問題もあって、全てはい右から左にその中に付与していくというふうな話がなかなか難しいのかなあというふうに思いますが、何れにしても、そういったこういったメリットがありますよってというふうなことは国もちゃんとして頂かなければなりません、私どももやはりそこは国の情報を得ながらしっかりと広報を通じ、或いは防災無線を通じ、ホームページを通じて、皆様方に周知はしていかなきゃならないなというふうな思いであります。ただ本当本音で申し上げますとですね、本当にあのもののメリットというのが、あーそうかーというのが中々実感出来ないのが本当にこれが本音の話ですので、そこについてはしっかりと国の方にもデジタルデジタルというけども、そこに例えばマイナンバーカードがどれだけの皆さんにとって利便性の向上に繋がるのかというふうなことはですね、私どもも要望をしっかりとしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 5番、再々質問ありますか。

○5番 松田 穰 ありません。

○議長 再々質問ないようですので、これをもって5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 次に1番、米津高明君ご登壇下さい。

○1番 米津高明 こんにちは、日本共産党の米津高明です。さて岸田首相が防衛費、今後5年間で43兆円に目指すと表明しました。これは軍事対軍事、力対力をずっとやっっていくということです。この東南アジアでは、アセアン諸国のように、話し合いで何でも解決するという、こういう日本にならないとダメだと私は思っています。

それと国防というと軍事ではなくて、阿武町も一次産業これが一番です。

一次産業をきちっとやっていって、支援をして、食糧自給率を今37%といわ

れてますが、これを 70 や 80 に上げていく、これこそが国防であると思っ
ています。

さて第1項目目の質問をいたします。それでは、国保税について質問をいた
します。これは昨年 12 月にもいいましたけども、基金を利用して、国保税の
減税を図ることを町に要望、要求します。

国保は、戦後の 1958 年に旧国保法から全面改訂され、現在の社会保障の一
環としての国保に生まれ変わりました。国民健康保険法第1条には、この法律
は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の
向上に寄与することを目的とすると規定をされています。このことから、社会
保障としての国保といえるのではないのでしょうか。国保は助け合いの制度では
ありません。この助け合い論という、国保会計の収支均衡が第一になり、医
療費が増えれば国保料もどんどん引き上げる、引き上げられる。払えない方
には保険証を取り上げる、こういうことが起こってきます。誰でも払える保険料
に努め、保険証は無条件で交付するということが必要になります。このことが、
社会保障の国保です。今回の質問も払える国保税にするということです。

阿武町には、現在基金がこの間ずっとですが、1億9千9百万円余りありま
す。ちょっと見えにくいかもしれませんが、現在阿武町では、1ヶ月の
徴収料の、要するに収める、国保加盟の町民の方からもらう徴収料の 30 ヶ月
分の基金があるわけです。

19 市町の平均が 7.7 ヶ月といわれています。山口県内 19 市町で断トツの多
さになります。この表見て頂いたら分かるように、1位が阿武町の 30.4 ヶ月、
2位が美祢市 18 ヶ月、3位が平生町の 12.3%です。このことは、昨年の 12 月
議会でも一般質問で取り上げましたが、町長の答えは、そんなことに使うべき
ものではないという回答でした。それではこの基金、どんな時に使うのでしょ
うか。

2018 年度から国保県単位化が始まり、国保会計、つまり収入と支出の運営は
市町単位から県単位に変更されました。従来小規模の市町で終末期医療、つま
り高額医療の患者が 1 人 2 人と増えるだけで、たちまち財源不足に陥るという
運営のリスクがありました。このために基金を貯めていた訳ですね。

しかし県単位化後は、県の国保会計という大きな財布に保険料と保険給付費
がいったんプールされて、ここから出し入れされるので、こうしたリスクを抑
えられるというか、なくなる訳じゃないですけど、財源不足ということが分散、

平準化されることになってきます。阿武町のように基金を多く持つ必要性がなくなってきました。基金がこれだけあるのですから、今までも国保は高いといわれている、そういうのを避けて、阿武町の基幹産業である第一次産業の従事者や、新型コロナ禍などで不況に直面している自営業者など、そして厳しい生活を強いられている年金生活者と高齢者の生活を守る、そして子育て世帯に対しては、国は今年から未就学児に対して均等割りの50%の補助を行います、行っています。これに加えて、残りの50%に基金を使って0にするなどの処置を来年度から実施することを求めます。町長の回答をよろしくお願いします。

○議長 只今の1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 国保税に基金を利用して国保税の減額を図ることについては、令和3年12月議会、そして令和4年3月議会の一般質問で同じようなことが質問されました。ご案内のように、本町の国民健康保険事業の財政調整基金の残高は、令和3年度末において1億9千948万円強となっております。

又、この基金残高は、平成10年度末においては約1億円余りを保有しておりましたが、その後、高額療養費等の増大による保険給付費の予算不足に伴う取り崩し等も行い、又一方で、令和元年度末には6千万円を積んで、現在に至った経緯があります。

こうした中、現在約2億円の基金残高を保有するに至った要因は、被保険者の皆さんへの保険給付等を確保し、安定的な財政運営のため、国保税の高い収納率を堅持しつつ、長きに亘る様々な保健事業への取り組みによって、健康寿命を延ばし、医療費の抑制に努めるなど、長年保険者と被保険者が一体となって努力してきた結果であると考えているところであり、決して一朝一夕で出来たものではありません。

従いまして、この基金につきましては、前から申し上げているとおり、高齢化に伴う医療費の増加や、被保険者の減少に伴う保険料収入の減、保険料収入等の減少により、県へ納める国保事業費納付金の増大や、今後予想される県内の保険料水準の統一、更に診療施設の大規模改修等に伴う国保税の大幅な上昇、そして激変緩和のため、しっかりと温存しなければなりません。

こうした中、そもそも本町の国保税が県内の他市町と比べて高いかということでもあります。ここで参考までに、本町の今年度の国保税の他市町との比較を申し上げますと、医療分ではありますが、一人あたりの年額が県平均が6万455

円、一人あたりの国保税の年額が県平均で6万455円となっておりますが、県内で最も高い市町が、これはちょっと市町の名前まで申し上げるとちょっとまずいので、一番高い市町と申しあげますが、一番高い市町が7万1千891円、最も低い市町が実は阿武町ですけれども、4万7千770円であり、本町は県の平均と比べても、1万2千685円安い、最も高い市町と比べると、2万4千121円も安い状況です。

又、因みに県が示した本町の標準税率であります、これにつきましては、阿武町は医療費が高いんです、医療費が高い関係で、県内で5番目に高い6万5千250円と試算されておりました、これが県が示したものであります、実際の一人あたりの保険料は、先ほど申し上げましたように、4万7千770円にしておりますので、その差が県が示したものより1万7千480円も負担軽減をしている訳であります。

次に一世帯当たりの国保税の年額であります、県平均が8万9千426円となっておりますが、県内で最も高い市町が10万4千985円、最も低い市町が6万9千677円、そして次に低いのが本町であります、一番低いのよりは2千203円高い訳ですが、阿武町は2番目に低くて7万1千880円であり、本町は県平均と比べて1万7千546円、そして最も高い市町と比べると3万3千105円も安い状況、県下で2番目に低い状況であります。

又、これも因みに県が示した標準税率と比べてみますと、一世帯あたり県が示したものは、阿武町は県下でも4番目に高いものを県が示しておまして、9万8千183円を示しておりますが、実際には先ほど申し上げましたように、7万1千880円にしておりますので、その差は2万6千303円ということで、世帯単位でも大きな負担軽減を図っていることがお分かり頂けると思います。

払える国保税というふうなことを先ほど申されましたけれども、このように、色々な工夫を重ねる中で、阿武町の国保税は一人あたりでも一世帯あたりにおいても県内19市町の中で最も低い水準にあり、県が示した標準税率と比較しても、十分な負担軽減を図っている訳でありますので、下げろ下げろと一見耳には良い訳ではあります、基金があるからこれを財源にというような理由で、これ以上の軽減を図る考えは全くありません。

ただ当然のことではありますが、こうした状況であっても、国保税は保険給付費等の国保事業に要する必要経費の財源でありますから、保険給付費や、県が決定した国保事業納付金は、当然納めなければなりません。

又、米津議員もご案内のとおり、一人あたりの医療費は今でこそ低下しましたが、それまでは県内でトップクラスのお金を使っていたんです。

こうした中、税率決定にあたっては、被保険者の皆さんの所得の状況如何では、納付金の主な財源である国保税の税率の大幅な引き上げをお願いせざるを得ないのではないかと、いつも危惧しているところであります。

実際の税率決定は、毎年5月に行う訳であります。試算の結果、一世帯あたりの保険税率が大きく上昇するようなことがあれば、正にその時は被保険者の大幅な負担増にならないよう、激変緩和のために財政調整基金を活用することを考えなければなりません。

何れに致しましても、繰り返しになりますが、国保の財政調整基金につきましては、私はあくまでも、国保税負担の安定化のためにしっかりと根拠を持って活用すべきものと考えておりますし、国保医療体制の変化に備えるためにも、国保事業の健全な運営は、市町の重要な役割の一つであり、税率決定、そして個々の事情に応じた賦課・徴収のため、今後ともしっかりと現状を分析し、財源確保の見通しを持って対応して参りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 阿武町として、国保を上がらないように、町民から沢山上がらないように、金額が上がらないように努力されているのは分かりましたけれども、他の市町がこうだからというのを参考にはしてもらってもいいと思うんですけども、阿武町としてはどうなのか、阿武町に生活してはる方の生活を守るということに関してどうなのかということでは、基金を使って、今すぐウクライナ問題とか色々な問題で電気代は上がり、例えば牛乳なんかも今まで180円とか90円で買ってたものが240円とか250円、高い牛乳でしたら300円近くなってます。そういうところ、生活を守る、その中でもこれを使って少しでも国保税を下げっていく、こういうのが行政として必要ではないか、役目ではないかと思っています。

因みに萩市は、2021年度は基金から6億3118万4000円の繰り入れを行って、国保税のあそこは国保料ですが、国保料の引き下げを行っています。2022年度は予算案としては6億5823万円余りを計上しています。萩市の基金残高は、

2021年度は約8億8000万8億9000万ぐらいですね。2022年度は7億8800万円ほど予算化、基金として予算化をしています。このように萩市は基金の繰入を行って減額を行ってしています。

先ほど言いましたように、国保税に加盟している町民のことを第一に考えて頂いて、国保税の引き下げは是非やって頂きたい。これは北海道の東川町ですけども、コロナ禍で町民の暮らしが厳しいときだからこそということで、基金を取り崩して2021年度は、一世帯あたり年間1万6380円の引き下げを行ってしています。それと、国が未就学児、要するに小学校以前の子どもに対して50%の均等割を減額するようになりましてけれども、これをさかのぼって2021年度から、それも18歳までを同じような扱いにするということをやっています。阿武町も18歳といえば、医療費窓口負担をゼロにするとか、こういうのはすごいと私は思っています。ここに、ここと同じように直ぐにはいかないにしても18歳まで同じようなことをすれば、阿武町はやっぱりすごいなということが、もう一つ大きくなるんじゃないかと思っています。だからこういうことも行って頂きたい、そういった高齢者にも優しい阿武町になるためにも、国保税の減額を是非行って頂きたいというふうに思いますが、これに対しての町長の考え、回答をお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 ちょっとお尋ねしますが、米津議員を国保ですか。

○1番 米津高明 国保。

○町長 じゃ国保でない人はどうなんでしょう。

○1番 米津高明 国保でない人はいわゆる社会保険。

○町長 ですよ、適正に払ってらっしゃいますよね、応分の負担を。国保の人は米津議員は、今阿武町は一人あたり山口県で一番低いと申しあげましたよね、その水準ですよ。それは私は低い数字に適正な、むしろ一番低いんですから、低い水準にしていますよね、これをまだ下げろというんですか、国保の人だけ下げるんですか、米津議員国保ですよ、じゃ社会保険の人はどうなるんですか、いわれることが矛盾してると思いますよ。色々阿武町の施策のことをいわれましたけども、じゃ国保の人だけこの2億円を使って、じゃあ今の4万7000円ぐらいのやつを、じゃ3万円にしましょう、2万円にしましょうとそういう話でしょ結局は、他の社会保険の人はどう思われます、阿武町民、本当いわれることがですね、あまりにも現実離れしてて社会常識に合っていないと

どうか、適正な負担水準からすると、どういう考えか理解に苦しみますよ。阿武町民は全部国保じゃないですよ。

○1番 米津高明 でもこの基金は、国の交付金も入っているかもわかりませんが、んけれども

○議長 ちょっと米津議員に申し上げます。議場での発言は議長の許可がないと出来ません。

○1番 米津高明 はい。

○町長 本当ね、私いわれることが余りにも矛盾し、矛盾してる突飛なとかね、本当に理解に苦しむんです。これだけ阿武町努力をしてますよ、阿武町それは保健師の努力もあります、色んな工夫をしながら人件費も下げてます、それが重なって安い国保税に水準に持ってきてるんですよ。何もしなかったら、県下で4番目5番目の高い国保税になりますよ。でも色んな努力を重ねて、県下で一番低い国保税になってるんですよ、4万7000円ですよ、萩市さんと比べても多分2万円ぐらい安いですよ、さっき基準使って何とかっていわれましたけど、色んな情報を得ていらっしゃるんでしょうけども、本当ねこれだけ努力しているのに、まだお金があるからここにお金がある、これ使って下さい。ちょっと本当理解苦しみますね。ですから、色々ありましたけども、私は今これだけの努力をして、県下で一番低い国保税になっておる訳ですから、これ以上下げろといわれても、ここにお金があると、今からどうなりますか、今阿武町の医療体制、お医者さんが開業医が一つと診療所が一つでしょう、国保の直診の今から10年後どうなりますか、どういうふうを考えていらっしゃいますか、阿武町の医療体制、そのときに私はこの国保の基金を使うことが多分ドカンと、細かいことまでは申し上げません、差しさわりがあるから、申し上げませんがよく考えて下さい、阿武町の医療体制を、そうしたこともあるから、そのときのためには大きな金がドカンといるんです。だからしっかりこれを温存しておかないと今皆さんが苦しんでおるから、これを使ってもっと安くして下さいって、そんな安易なことです、このお金を論じてもらったら困るんですよ。しっかり温存して来るべきときに備えておかなきゃいけない、このぐらゐの金吹いたら飛ぶかもしれませんよ。だからしっかりこのお金は温存する、それも皆様方にご負担を他所より多くのご負担をかけてやってるんならそれは別けども、県下で一番安いじゃないですか、そこの水準まで努力してもっていったるじゃないですか、これをまだ下げろというんですか、それは皆さん耳

ざわりがいいですよ、4万幾らが2万円3万円になればいいですよ、それが続きますか、そして大きな金があるときになったときどうしますか、じゃあの時下げたから今度は上げます、県下で3番目に高い国保税にやらざるを得ませんっていうんですか、出来んでしょうそういうことは、だから今これを温存しておく、来るべきときに備えておく、片方はいいじゃないですか、皆さん一番低い水準まで努力して持ってきて、それを私は適正な負担だというふうに思いますよ、以上です。

○議長 1番、再再質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今いわれたように、さっきもいいましたけども、努力されているのはわかります。健康保険と国保会計は私は全然別だと思っただけですね。国保会計は単年度主義、要するにその年に入ったお金でその年賄えればいい、プラスマイナスゼロになってもいいという、だけど町長がいわれたように、何かあったときのために少しは残しとくということなんですね。で県単位化になった時点で、要するに一つの市町でしたら先ほどもいいましたように、町長がいわれてる何か大きいことが起こると、たちまち破綻するということがあるかも知りませんが、そうじゃなしに、県一帯で県全体でやりましょうということですから、そういうリスクも分担が分散されるのではないかと私は考えています。だから一番安い安いといわれている、そういう努力は認めますけれども、国保に加盟しておられる方もそういうふうに努力されてるんじゃないかと思っただけですね。だからその方たちのためにも、やはりそういうこっぴごういうこれだけあるからすぐ還元しろというと又いわれるかも知りませんが、基金がこっぴごういう方たちの努力にも報われるような還元をして欲しい、金額を下げたいということですね、そういうふうに私は理解をしています。

○議長 町長。

○町長 繰り返しになりますけどね、阿武町民のレベルで考えてみたら、国保じゃろうが社会保険じゃろうが阿武町民なんです。物価高騰に苦しむ、色んなことで物価高騰、燃油高騰、色んな食品も上がって、これ苦しんでるのは同じなんです阿武町民全部、国保じゃろうが社会保険じゃろうが、なんですよ。そこで、それも適正な水準で皆さん算定された中で、努力して払ってらっしゃる

四苦八苦しながらも、苦しいながら、国保の人だけなんで、国保の人だけが苦しいんですか、そうじゃないでしょ、みんな苦しいんですよ、ですからその人だけお金があるから下げる、矛盾がありますよいわれることに、みんなが苦しんでますといわれたじゃないですか、ね、みんな苦しんでるんですよ。この人だけ、それもそもそも一番低い水準にあるんです、まだ下げるといふ、私はねそういうことには与できません。

○議長 以上で1項目目の質問が終わりましたので、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩開始／12時02分 会議再開／13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 1番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○1番 米津高明 それでは午前中に引き続きまして、2項目目の質問をいたします。萩高校奈古分校について、山口県教育委員会では、令和4年3月に、中・長期的視点に立って本県高等教育の質の確保・向上を図るため、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備等を主な内容とする『第3期県立高校将来構想』を策定したと11月1日(火)町民センターで山口県教育委員会からの説明会がありました。

この中で、全日制課程を置く分校については、地元中学校卒業者の入学状況や、今後の入学見込み者数を勘案した上で募集停止を検討と発表しました。

これは、萩高校奈古分校が、阿武中学校卒業生の入学状況によっては廃校になるということです。阿武町のような規模の町で、1ヶ所に保育園から小・中・高と揃っているところは全国的には少ないのではないのでしょうか。

立地場所もよく、JR奈古駅や役場本庁などが近いというように、非常に恵まれた環境です。これをまちづくりに是非生かすべきではないのでしょうか。

常日頃から、阿武町は移住者等定住者対策に力を入れているのですから、小・中・高と揃っているのは阿武町の貴重な財産、これを生かして、まちづくりに大きく寄与する高校にしていくべきではないのでしょうか。

是非とも存続に向けた対策を町としてもとって頂きたい。町長及び教育長からの回答をよろしくお願いします。

○議長 只今の1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求

めます。町長

○町長 お答えいたします。県立萩高校奈古分校の存続に係る対応につきましては、この後、池田議員からも同趣旨の質問を頂いているところでありますが、私の気持ちとしては、皆様方と同じで「何とか残せる方法はないか」という思いであることを、まずは申し上げておきます。

ご案内のとおり、「県立高校再編整備計画」の中の「前期実施計画」の素案に関する「地域説明会」が、先月1日の夜に町民センターで行われたところでありますが、私はその日は関西方面への出張で出席出来ませんでした。新聞等によると、「県教委は、萩高校奈古分校の募集停止を検討している旨を示して、2020年から3ヶ年の「名立志願倍率」も、0.3~0.8倍となっている現状も説明され、出席者からは存続を求める声が続出した」という記事でありました。

以前は、募集定員に対して2分の1以下に定員割れした状態が3ヶ年続いた場合は募集を停止するというような基準もあったように記憶しているところでありますが、今回は特にそうした基準は設けられずに、奈古分校においては、「今後の地元中学校の卒業者の入学状況等を勘案した上で、生徒募集の停止を検討する」とされているところであります。

こうした中、私は毎年、奈古分校からオープンスクールや学校祭等の案内を頂いた際には、必ず伺うようにしておりまして、今年も10月26日に「オープンスクール」に参加し、授業や農場での農業実習を見学し、又、11月19日の「学習成果発表会」では、各教科の学習展示や被服部及び美術部の作品展示をはじめ、野菜や花鉢、花苗、ジャムやハム、ベーコン、そして味噌、米味噌などの農産加工品の成果や状況等を見学し、実習生の花等も購入もしたところであります。

又案内して頂いた先生からは、現在の生徒数は、1年23人、2年が9人、3年生が13人の合計45人で、聞いてみますと、中学生の頃には学校に行けなかった数人の生徒も、奈古分校では不登校もなく、生徒全員が元気に通学しているとお聞きし、別の意味で奈古分校の存続の意義も強く感じたところであります。

こうした中、現在の奈古分校に通う生徒の地域割合であります。旧萩市が24人53%になりますが半分ちょいですが、旧萩市が24人、旧須佐町が8人、旧田万川町が3人、旧福栄村が2人、旧旭村が2人、旧むつみ村が1人、旧川

上村が1人、そして阿武町が4人という状況であります。先ほどの山口県教育委員会の方針では、「今後の地元中学校卒業者の入学状況を勘案した上で、生徒募集の停止を検討する」ということであります。

現在、阿武町を含む「萩地域」の中学生在が高校に入学する際には、3割程度の生徒が山口市や長門市、益田市などの萩地域以外の高校に通っている実態もあると聞いているところであり、萩・阿武地域に限らず、県内の各高校においても少子化が年々進行している中で、各学校の定時制や通信制課程の募集が随時停止され、岩国高校広瀬分校、防府高校佐波分校、そして山口高校徳佐分校の募集停止も令和5年度から予定されており、今回令和6年度には、宇部西高校の募集停止案が提示され、そして令和7年度には、厚狭高校と田部高校の再編統合による新高校の設置案が示されるなど、子どもの数が激減してくる中において、立地条件や地域性のみで、奈古分校の存続を県に要望していくには、大変厳しい状況にあることは否めない事実であります。

ただ、私と致しましては、奈古分校が農業高校を前身としている高校という概念に囚われず、全く新たな切り口での学科の設定等の大幅な高校のあり方を模索することが、今最も重要なことではないかというふうに思っております。

こうした中、今後については、今回、募集停止案が示された宇部西高校の卒業生らによる「存続させる会」の発足があったように、阿武町においても地域から、或いは卒業生等からそうした住民運動が立ち上がって来るのかどうかは分かりませんが、私と致しましては、そうした状況を見守りながら、一方で、山口県教育委員会等に対し、奈古分校の存続についての要望や、先ほど申し上げました新たなあり方の検討等の働きかけなども行って参る所存であります。以上で答弁を終わります。

○議長 続いて教育長。

○教育長 それでは、米津議員からのご質問にお答えいたします。なお町長答弁と重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦頂きたいと思っております。

さて、議員がいわれましたように、阿武町は保育園から高校までが隣接した環境にあり、奈古分校とは奈古高校時代から、米や野菜、花壇づくりで交流するなど、各分野で連携してまいりました。更には清ヶ浜清掃やイベント参加などのボランティア活動への積極的な参加、花いっぱい運動の花の育苗、樹齢大学講座への協力等、町の力にもなっております。

そのような活動を通して、町民の皆様にも親しまれ、かつて奈古高時代には阿

武町の中学生も多く進学していました。

しかし、社会の多様化と相まって、子どもの進路選択も多様化し、町内の多くの中学生は萩市を含め、他市町の高校に進学するようになりました。更に少子化ということも重なり、奈古高校への全体の入学者も減少し、入学者が定員を満たさない、いわゆる定員割れとなっていき、奈古高校から萩高校奈古分校になって定員数が削減されましたが、それでも全体の入学者は、平均で定員の50%程度であり、定員を大きく下回っています。町内からの入学者についても、年平均1.3名で0名の年も出て来ている状況です。

奈古分校のように入学者が定員を割る傾向は、萩市にある萩高校の本校や萩商工高校も同様です。このような状況の下、議員が言われましたように、10月に県立高校再編整備計画の内、2026年までの前期整備計画素案が県教育委員会から発表され、萩高校奈古分校については、今後の地元中学校卒業者の入学状況を勘案した上で、生徒募集の停止を検討すると示されました。これは、案の段階であるとともに、案の通りになった場合においても募集停止を検討することであり、即座に募集停止するものとはなっておりません。入学者の動向を注視していきたいと思っております

ただ、この問題は、阿武・萩の中学生が減少していく中、先ほど申しましたように、地域にある県立高校が定員割れしている現状からも、奈古分校だけの問題に留まらず、他の高校にも影響する可能性を考えますと、教育長として公の立場で奈古分校の存続について賛否を述べたり、これから積極的に何らかの行動を起こしたりすることは控えさせていただきます。

このことは、他の高校での定員減や存続といった場合においても同様の対応をして参る所存であり、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、初めに申しました奈古分校と町内の小中学校との交流、分校生の町への貢献などの様子については、今までも機会があるごとに県に伝えておりますし、今後も引き続き伝えていきたいと考えております。

又、教育委員会としましては、今まで取組んできました中高生の地域貢献ボランティアの活動や、町内の小中学校との教育的ニーズに応じた学校間交流等は、今後も活発に推進していきたいと考えております。そのことで結果的に、奈古分校をより一層身近に感じ、学習内容に興味関心を抱き、中学校卒業時の進路選択の際に、奈古分校を希望する生徒が増加し、入学生増に繋がっていくことは、特段問題はないものと考えております。以上で、米津議員のご質問へ

のお答えといたします。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 答弁としては、存続を考えていくというようなありがたい答弁だったと思っています。県の教育委員会は、阿武町の中学生の入学者が少ない場合は検討するといってるんですけど、先ほど町長も言われたように、萩市からの制度が大半です。その中にはやはり奈古分校だから来れる、来る、毎日来るといふ生徒も何人かおられるのは私も聞いていました。ですから、ただ、阿武町の中学生だけが入らないから、卒業生の入学が少ないから、もう廃校にしていくんじゃなくて、萩市ともそういうふうな面では生徒も多いということを考えて、もっとどんどん県にそういうふうな要望して行って頂きたい。

この7年間では、2016年に分校になって以降、平均して阿武町の中学生の入学状況は平均して2名です。このままでしたら、多分県の言う通りの廃校のルールを引かれたのか、ずっと走るようになると思うんですけども、そこをどうにかして廃校にならないようにして頂きたいと、先ほど教育長の言われたように、既に中学校とか町との交流もあって、そういうのをどんどんどんどん広げて行って、残す方向を模索して行って頂きたいと思います。

以前ちょっと私も言ってたんですけど、県から譲り受けて町立高校にしてはどうかというような話をちょっとある方にしたんですけども、費用が莫大になるから、町としてはそういうなので出来ないだろうという話で電話あったんですけども、そうでないにしても、北海道でいえば、足寄高校、足寄町の足寄高校いうところでは、その町がその高校に通う生徒の給食費を自分ところの小中学校の生徒と同じように無償提供している。岩手県のそういうところが1ヶ所あります。ですから例えばそういうふうなんで協力をしていく、給食センターから高校へ給食を届けるというような支援をするというのも、残す重要な一つかなと思いますけれども、こういうようなことに関して、町長はどういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

○議長 町長。

○町長 私が考えていくと答弁したというお話がありましたが、考えるのは私ではありません。私が考えると答弁した覚えもありません。存続して頂くように要望していくと、いうお答えをした訳であって、私が主体となって考えてい

くなんて答弁した覚えはありません。ここは確認をしておきます。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、現実問題の中でこれだけ子どもの数が減っている、対象者が減っている、萩も高校、萩高校、そして萩商工高校の生徒も激減している、将来はもしかしたらこれの二つでさえ統合しなきゃいけない状況もちらほら聞こえてくる。そうした中で、この奈古分校だけ何年も何年も残していくっていうのを本当に現実のものになるかというのは本当に厳しい現実があると思います。しかしながら、生徒がちゃんと学生が来てくれる、生徒が来てくれればですね、当然元は半分の半分が3年と、半数を定員割れが3年、半数以上が3年以上続けばですね、存続して頂けるというような、そういった正式なもんかどうかわかりませんが、私は認識でおりましたけども、今はそういったものがなくなったようですけども、しかしながら大体そういった感じだろうというふうに私は受けとめております。

ですから我々が出来ることは、やはりこの奈古分校が魅力ある分校として、その中の生徒たちがここに来たいと思われる分校になる。なる主体は高校でありますけれども、県が管理する高校でありますけれども、私たちはそこに協力していく町として、ですから色んな地域ボランティアの場所も提供してみたり、色んなことで協力は、色んなことをしてきてると思います。そもそも奈古高の実習地はほとんどが町の土地で、これを無償貸与しておりました。今返って来ましたが、そういった中で色んな形で協力してきてるんですね。ですから、私どもはそういったことの協力を惜しむことはありません。今から又やるからこれ貸してくれということであれば、何時でも無償でも貸与いたします、色んな努力もします。ただ、本当のその努力をする主体はやっぱり学校です。学校がいかに魅力ある学校であるか、そして学科の中に皆さんが行ってみたいと思うようなものが含まれておるのか、そしてその含まれておるのを皆さん、中学生あたりにPRが出来るのか、そういったことで、この分校の存続が決まってくる、分校の存続が決まってくるというより、入学者が決まってくるということなんですけど、結局は多くの方がここに集まってくるということだと思います。ですから色んな提案は県の方にいたしますが、最終的な判断はやはり県に頼らざる、県に任せざるを得ない、ただ本当に厳しい状況にあるというのは、これは皆さん当然周知のことだというふうに思いますが、その中でも何とか存続のために町として出来ることは努力をする、そういう趣旨であります。

○議長 1番、再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 私としては前向きな回答と捉えます。ぜひとも存続に向けて、町として今町長が言われましたように、出来るだけ応援していく、学校が本当は主体になってやることなんでしょうけれども、町としても側面からの応援を是非やって頂きたいということをお願いして、この質問は終わらせて頂きます。

○議長 はい、それでは1番、3項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○1番 米津高明 それでは、第3項目目の質問をします。

誤振り込み4,630万円の民事裁判について、質問をいたします。

誤振り込み分4,630万円はほぼ回収されました。しかし、そのために要して費用として、民事裁判の弁護士費用への着手金が330万円支払われています。民事裁判が終わり、これから弁護士への成功報酬、誤振込額4,630万円の10%にあたる463万円の支払いが発生しています。4,630万円はほぼ回収されたものの、793万円の費用が発生をしています。これは阿武町の公金、すなわち阿武町の税金で賄われるわけで、町長が言われたように、漫然とした職務を行ったばかりに、町民にとって大事な公金をつぎ込むことになったのではないのでしょうか。町長のこの責任は私は非常に重いと思っています。町民に対してきちっとした説明をして頂きたい、どういうふうな形で頂くか、このことについての回答をよろしくお願いします。

○議長 只今の1番、米津高明君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 お答えいたします。ご案内のとおり、公金の誤振込みについては、先の9月議会においても米津議員から質問があり、誤振込みの発生や当日の出金の状況、支出に係る権限等について、詳しくお答えしたところであり、又、記者会見をはじめ、住民説明会や議会全員協議会、そして広報紙やホームページ等を通じて経過等を何回も説明申し上げ、町としての非を認めて、繰り返しお詫び申し上げて来たところであります。

又、誤振込みに係る予算につきましても、5月の臨時会で弁護士費用等の訴訟経費の委託料や供託金に係る補正予算を可決して頂き、又、6月定例会では、私と副町長、そして職員の減給処分、更に9月定例会では、訴訟関連における

東京出張の旅費や弁護士の成功報酬等に係る委託料など、それぞれ一般会計補正予算に上程し、その都度きちんと説明申し上げ、ご議決を頂いて来たことはご案内のとおりであり、既に弁護士事務所等への支払いも完了し、会計的な清算も全て済ませたところであります。

又、9月の議会定例会においては、「訴訟上の和解を成立させることについて」の追加議案を上程し、裁判官から提示された和解条項等により、相手方が解決金として、347万8581円を手数料込みで9月29日までに阿武町が指定する口座に振り込むなどの要件について、慎重にご審議頂き、全会一致でご可決頂いたところであり、去る9月22日の山口地方裁判所萩支部での「第7回弁論準備手続き」において和解が成立し、原告と被告との間の民事における紛争は全て解決したところであります。なお、誤解されているようなので申し上げておきますが、米津議員は、弁護士への着手金と成功報酬により793万円の費用が発生し、これに税金が全て注ぎ込まれたような言い方でありましたが、正確には、弁護士等への委託金と訴訟関連の出張旅費等も全部含めた合計額は、1千2万7千799円でありまして、これに対して和解金が約348万円、そして私と副町長と職員の処分によつての減給分ではありますが、約200万円を減給いたしまして、差し引きますと、実質的な損失金額は453万1千20円となるところであります。

又、私の責任ということではありますが、先ほどから申し上げておりますとおり、私は当初から記者会見を何度も行い、議会や各地区での住民説明会を開催する一方で、広報紙等を通じて、状況を随時町民の皆様にお知らせし、お詫び申し上げ、説明もきちんとして来たところであります。

そして、町長としての責任を重く受け止める中で、処分においても、町長の私は給料の半分50%、副町長は40%、職員は10%のカットを、それぞれ3ヶ月間実施して来たところであり、この処分については、私は私自身敢えて一般的な処分に比べて、意識して相当に重い処分を科したというふうに思っておりますし、町民の皆様に対しても、その都度、包み隠さず報告して来ましたので、町民の皆様方には理解は頂いているものと思っております。

この間私を含め、職員は大変大きな代償を払う中で、この事件に真摯に向き合い対応して参りました。

そして現在は、再発防止対策について、前向きに取り組んでいるところであり、このことは議員各位も十分ご承知のことと思っております。

こうした中、私は今大事なことは、いつまでもこの件に囚われて後ろ向きの議論を繰り返すよりも、今回の事件を乗り越えて、本来の「明るく、元気な阿武町」を取り戻して、「新生阿武町」としてのリスタートの新たな一歩をしっかりと踏み出して、町民の皆様はその姿を示すことこそが肝要であると思っています。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 私も今初めて聞いた支出が全部で1,000万は越えてると、ある方がずっと4,630万のために1,000万は使ってるだろうという話は聞いてましたけども、今の話を聞いても453万円の公金が出ていく訳ですから、その辺をやはり、どういう形かをどういう形でもいいんですけども、町民の方にきちっとわかるようにして頂きたい。こういうことを要望をいたします。

○議長 町長。

○町長 この件につきましては、細かい例えば旅費の計算とかですね、色々あって、細かい金額まで住民の皆様には全部分かって頂いているかという、必ずしもそうではないというふうにも思いますが、ただ全体の形としてですね、500万程度のお金が、最終的には、当然私も100万円以上の減給をしました、その中でそれを全部差っ引いて、税金から出て行くお金が400数十万、500万弱というようなことはこれは事実であり、先ほど言ったとおりであります。ですが私は、先ほどの処分の話じゃないんですけども、自分にとって厳しくなければいけないという思いの中で、自分の副町長もそうですけれども、厳しい処分をしたつもりです。通常の処分より随分厳しいというふうに通常行われるこういった県のとくに行われるよりもですね、随分厳しいと自分自身思いを持ってやっておるんですけども、その中でですね、全体の阿武町としての経費が500万弱として税金として出ていく、しかしながらそのことによって4,630円がお金返ってきたんです、当初絶望的といわれて新聞とかに書かれましたけれども、それをですね1円たりとも公金から出しちゃならんとかですね、私はそれはちょっと違うんじゃないかなと思います。そのために、色んな努力の中でそのお金が経費が必要であった、それは私は認めて、町民の皆様も多分認めて頂けるんじゃないかなと思いますし、先ほどの処分の町長の責任は重たいと、重たいです、重たいからこそ私は自分なりに重たい処分をしたつもりです。そ

れで、それを良しとするのか悪しとするのかは、人それぞれに受けとめ方はありますけれども、私は色々な方とお話し対応する中で、町民の皆様にはご理解を頂いておるものというふうな感触を受けております。米津議員とは違いますけどね。というふうな感触を受けておりますから、これ以上の自分に対して処分をすとか、その 500 万弱のお金をどうこうすとかいう気持ちは今ありません。

○議長 時間が参りましたので、これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 次に6番、池田倫拓君、ご登壇下さい。

○6番 池田倫拓 6番、池田倫拓、本日は県立高校再編計画と、その阿武町の対応についてということで質問します。

県教育委員会より、県立高校再編整備計画の素案が示されました。

私も11月1日に阿武町で説明会がありまして、それに参加しました。

その中で、奈古分校もその対象となり、今後、地元の中学生の入学状況を勘案した上で、募集の停止を検討するとの説明がありましたが、具体的な数字など、どうすればよいかというのは示されず、地域の意見を踏まえた上で検討する必要があると言われました。が住民に対する周知もあまりされてないまま進められ、これは閉校ありきではないのかなと感じたところであります。

少子高齢化で子どもの数は減っていますが、阿武萩の少ない高校が減り、子どもたちの選択肢が減ることにも不安を感じています。

一方、阿武町において、奈古分校は地域の活力でもあります。地域ボランティアなど盛んに行われ、地域を盛り上げて頂いております。先日行われた学校祭では、毎年楽しみにされている地域の方々も多く参加されておりました。

他の市町では、学校の閉校に伴い、やはり町の活力が失われたという話もよく聞きます。閉校に伴う環境変化は、住民の生活にも大きな影響を与えると思います。例えば公共交通機関ですが、各社利用者の減少から規模の縮小を検討されたりしています。今、奈古校生、分校に通われている生徒が利用しているJRにおいても、生徒の利用形態が変わることにより、住民の利用にも悪影響が出る可能性も考えられます。

続きまして、奈古分校は実業校でもあり、県内でも少ない農業科のある学校です。阿武町でも農業は基幹産業です。しかしながら従事者も高齢化し、人手不足や後継不足の話をよく聞きますが、私は今小中学校のふるさと教育の中で、

農業体験を通じて、極僅かですけど将来農業をしてみたいとか、奈古分校に行って農業を学びたいという子もいます。これまで奈古高や奈古分校を卒業し、農業に携わられている方も多く阿武町にはおられます。これからも、そうであって欲しいと思い、奈古分校の存続を強く願います。

そこで、県立高校の再編整備計画を受け、阿武町としてはどのように対応していくのか、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の6番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 お答えいたします。

先ほどの米津議員と同様に、萩高校奈古分校の存続について、県教育委員会の再編整備計画を受けて、阿武町としてどのように対応していくのか、との質問であります。このことにつきましては、先ほども申し上げましたように、私の気持ちを一言で言えば、「何とか残せないか」という思いであります。一方で、萩阿武地域全体で、先ほど申し上げましたが、少子化が急速に進んでいる中であって、このまま未来永劫奈古分校が存続して行くには大変難しい状況であることは、これは否めない事実だというふうに思います。

ご案内のとおり、奈古分校の所管は山口県教育委員会であり、町が存続の要望や願いをしたからといって、それが直ちに実現出来る訳ではなく、このことは先ほども、岩国高校広瀬分校、防府高校佐波分校や山口高校徳佐分校等の状況についてもお話申し上げたとおりであります。

幸いにも奈古分校については、現時点において、募集停止等の具体的な実施内容は示されてはおりませんが、早晚、県の方針が示されることは、これは想像に難くありません。

こうした中、参考までにここで改めて、現在の奈古分校の教育方針等に触れてみたいと思います。

まず現在の教育方針であります。教育基本法に示す教育の目的として、教訓「至誠」、松陰の至誠ですけれども、至誠の実践を基調とし、学校教育活動の全分野に教育目標を具体化し徹底するとあります。そして社会に通用し、社会に貢献出来る人材の育成に努めるとあり、又、教育目標は、生きる力を育む学校づくり、そして、活力ある学校づくり、そして、信頼される学校づくりとなっておりまして、具体的には、総合学科の中に普通教科及び専門教科として、農業と家庭の科目が設けられ、多様な進路に対応した教育活動を通して、将来

地域や社会に貢献出来る人材が育成されているところであります。

そして、具体的に実践活動として、オープンスクールや学習発表会のほか、清ヶ浜の清掃活動や、地域貢献ボランティアとして、道の駅での青空マルシェの開催、みどり保育園での実習や、阿武小学校でのさつまいもの苗の植え付けや収穫、福賀小学校での花壇の苗の植え付けなど、地域活動にも幅広く参加しているほか、昨年、萩市民館で開催された「萩高等学校創立 150 周年記念式典」終了後の「意見発表会」においては、萩市の本校の生徒ではなく、奈古分校の生徒が、萩高校の生徒を代表して、多くの出席者を前に立派に研究発表を行った時には私も大変驚き、胸を打たれる思いがしましたが、これも小規模校、少人数の特性を活かした学校経営がされている成果として、感心したところであります。

ただ一方で、現実として、萩阿武地域出身の3割もの生徒が、地域外の高校に通っている現状や、少子化が進展する中で、これも先ほど申し上げましたが、将来的な萩高校と萩商工高校との統合話もちらほら表に出て来ている状況の中で、今後の時代の変化や時代のニーズに対応していくためには、これも先ほど申し上げましたが、奈古分校が、今のまま長期的に存続して行くことは、それは無理があると思います。

こうした中、一般的な意見の中には、全国公募により、以前のように農業や畜産、林業などに特化した産業高校に戻してはどうかとか、障害者の社会復帰や退職者を対象とした学び直しの職業訓練校のような高校にしてはどうかとか、又、ゲームなどのプログラミングを学ぶ学科や、極端な話、ジャズの町として音楽を専門に勉強するジャズ科のようなものを設置してはどうかとか、色々な意見というか、アイデアも耳にするところであります。

ただ私としては、単に産業に特化したものや、これまでの延長線上のものではなくて、先ほどのジャズ科の設置は極端かも知れませんが、誰も思いつかないような大胆で魅力のある、正に異次元の特色ある学校に生まれ変わらない限り、いくら県にお願いにしたところで、一時的な存続はあっても、冷静にみて、長期に渡る存続には至らないのではないかと考えているところであります。

そして今後は、宇部西高校の「存続させる会」のような住民による存続運動の盛り上がりがあれば、町としてもしっかりと協力や応援をして行くスタンスであります。併せて長期的な存続に向けて知恵を絞り、方針が固まれば、県に対しても強く要望していきたいと考えているところであります。

何れに致しましても、まずは関係者が、それぞれの立場で存続に向けた活動や運動なりを起こして頂き、長期的な存続に向けた対応についても、真剣に考えて頂くようお願い申し上げたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 6番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 今答弁の中でもありましたように、小中高の連携っていうのが大分取れて、地域に根ざした学校作りを奈古分校さんでされています。

阿武町の実際の基幹産業である農業においても、後継者不足などがあり、今、中々将来の見えない部分っていうのも出てきます。

その中で奈古分校さんの方と、町の無角であるとか、特産品の栽培であるとかっていう部分で、分校に特色のある学校作りの方を提案するなどとして、阿武町の農業分野と高校の存続といった部分でタイアップしていくような形の提案など、そういった形の進め方が出来たら、県の方の未来構想図の方に当てはめていけば、又、新しい提案も出来るのではないかと私の方は思うんですけど、その辺をよろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 やはり地域と一緒にあって、この奈古分校が発展していくということがまず大前提だと思います。

一つの例としては、以前から加工部門につきましては、色んな形でご協力を願った経緯もありますし、最近の例からするとキウイジャムですね「緑煌めき製法」という作り方は、奈古高校の生徒さんが考え出されて、それを今その技術を活用して、緑が鮮やかなジャムが出来ていますよね。そして、更にその後萩高校奈古分校となった後も、あそこに入って左側のところに今の加古場を、教育施設の中に民間の加工場をあぶホームメイドさんの加工場も今設置して頂いて、貸して頂いて設置をさせて頂いております。

ですから、地域との連携というのは結構それなりに出来ておるといふふうに思いますが、今からは、やはりそういったものをもっと増やして行って、本当に地域になくてはならないんだ、そして逆にですね、学校の方もですね、地域になくてはならないものにチャレンジしてもらおうとか、さっきの煌めき製法がいい例なんですよ、ここに、この地域にジャムとキウイというものがある、山口県で一番の産地のこれがある、これは阿武町の特産品であります。これに着

目して、自分たちに何が出来るかということで着目されて考え出したのが煌めき製法です。他にも無角もありますし、それだけじゃないし、色んなものがありますよね産物は、そこらにですね、学校の方も着目し、生徒も着目しながら地域に何が出来るか、ボランティアだけじゃなしに、体を動かすボランティアだけじゃなしに、地域の産業にどう貢献出来るかあたりも考えていった中で、そういった中で高校の存在意義というのをですね、見つけ出していかなきゃならないと思います。

先ほど、極端なジャズ科とかで言いましたけども、それはちょっと大げさな話なんですけども、でも何か今のままでですね、昔の奈古高校、農業科と加工科がありましたよね、で家政科、というそういう枠組みでありましたけれども、そういうところから一步抜け出して、今までにない形で地域に貢献出来る、で高校生、自分が高校生になってこんなことをやってみたいというふうなことがそこで学べる学科というんでしょうか、何かそういったものがあそこにある学校にしていかなければ、今のままの農業の延長とか、被服科の延長、加工科の延長じゃあですね、私は先はないと思います、思いますから、そこら辺は県の方にもですね、しっかりとその辺の視点で今からやっていくべきじゃないでしょうかという話はしていこうというふうに思います。以上です。

○議長 6番、再再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 まず先ほどから町長もおっしゃられてますけど、あれですね、分校さんと阿武町の方で切磋琢磨して、出来る限り存続していける状況、よければこれから生徒がどんどん増えて、存続出来る状況が出来ていければと思いますんで、又、県の方の協議等よろしくお願いして質問を終わります。

○議長 これをもって6番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

○議長 次に3番、白松靖之君、ご登壇下さい。

○3番 白松靖之 3番、白松靖之でございます。町内の空き家状況と、今後の空き家バンクについて、通告通り質問させていただきます。

現在、全国的に問題化しております問題の一つとして、空き家問題があります。総務省統計局が5年ごとに実施している、住宅土地統計調査では、平成30年山口県の総戸数719,900戸のうち、空き家が126,800戸で、空き家率17.6%、この数字は全国9位という高い空き家率となっています。

居住者の死亡、転居等で維持管理されなくなった空き家は、鳥獣の住処になったり、冬季の水道管破裂、景観の悪化、倒壊の危険、犯罪の温床と様々な問題があります。

実際、住人の方から隣の空き家の柿の木やクリの木にサルが群れがやって来て、自分の家の野菜や果物も被害にあって困っているといったお話を伺います。

本町の施策として、空き家バンク事業がありますが、私はこの事業を少子高齢化・人口減少している阿武町が、今後も強力で推進していくべきだと考えます。現在の阿武町の空き家数と空き家率、空き家バンクへ町内外からどれくらい問い合わせがあるのか、町長に伺います。

次に、私は6月の一般質問の中で、空き家バンク事業の規定や審査、移住後の移住者の実態把握、移住者や受け入れ自治会へのアフターフォローについて質問しました。それに対して町長は、空き家を地域の財産と捉え、各自治会でこんな人に来て欲しいといった、人材誘致的な対応の必要性がある。又、行政の信用で実施する空き家バンクと、暮らしの場である自治会との連携や協議について、強化して行きたいと答弁されています。

その後、町として具体的にどのような取り組みをされているのか、町長の答弁を求めます。以上、町内空き家状況と空き家バンクについて、質問2項目について町長の答弁を求めます。

○議長 只今の3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長

○町長 町内の空き家の状況と、今後の空き家バンク事業について、内容的には2つのご質問を頂きましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず1点目の、現在の空き家の数と空き家率、又、町内外からの空き家バンクへ問い合わせなどがどの程度あるかについてであります。空き家調査については、平成30年度に自治会長さんをお願いをして、全集落を調査したものが最新であります。これによりますと、町内には368件、割合でいいますと、全戸数の内の21.5%の空き家が発生しておることです。

そして、この内訳は各地区毎であります。奈古地区が160件で16.2%の空き家率、福賀地区が107件で29.6%、宇田郷地区が101件で28.1%となっています。

次に、空き家バンクの問合せ件数であります。延べ件数ですけれども、過去5年間の数字で申し上げますと、平成29年度が42件、30年度が97件、令和

元年度が 86 件、令和 2 年度が 207 件、令和 3 年度が 226 件となっており、ここ数年大きく増えております。

又、問い合わせの内容も色々ありまして、町外からの移住のための問い合わせは当然であります。最近では、町営住宅からの住み替えなどで、町内からの問い合わせも増えているところであります。

空き家バンクはご案内のとおり、過疎化により増加している空き家の情報提供を行うことにより、所有者にとっては資産の有効活用、そして移住者にとっては、格安に居住等として活用することで、定住促進と地域の活性化を図ろうとするものであります。本町では、平成 19 年度の制度開始以来、令和 3 年度末までの累計で 128 件、人数でいいますと 296 人のご利用となっておりまして、町の定住促進に大きく寄与していると思っております。

次に 2 点目の、自治会との連携や協議についてであります。6 月の答弁で申し上げたとおり、空き家は正に、地域の財産であり、是非これを受け皿として、各自治会においても、こんな人に来て欲しい、又、地域にこんなお店があるといいなみたいな話がでてくると、前向きな移住に繋がるのではないかなと思っております。

又、空き家になって、出来るだけ年数の経過していない物件の方が利用しやすい訳ですから、所有者の方にもここらのご理解が進むように、これは固定資産税の納税通知書等を配る場合に、その中にこういったチラシも同封するなど、制度の案内も努力をしております。

又、空き家バンクの担当であるまちづくり推進課も、ここらのことについても、もっと自治会の中に入って行って、説明と協議を重ねていくべきではないかなと思っております。現在は諸般の事情です。担当者の事情です。これが遅れている訳であります。必要性は十分理解している所ありますので、体制が整い次第、しっかりと進めて参りたいと思っております。

なお、今回ご指摘のありました空き家調査であります。前回の調査から 5 年が経過しましたので、来年度の自治会長集会の際に、再調査のお願いをする予定としておりまして、こうしたことを含めた自治会との連携については、大変重要なこととも考えております。

又、連携のあり方につきましても、単独の自治会というよりも、むしろ地区単位の自治会連合のような形で、地域の将来ビジョンのようなお話が出来ればとも考えておりますので、議員各位にもご理解賜りますよう、よろしく願ひ

します。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 先ほど、平成30年の空き家調査ということで368件、町内には空き家があるということで、空き家率は21.6%という答弁ございましたが、これは市の方の山陰っていうか、日本海に面した市に関して、大体似たり寄ったりの数字になってるなと思って、隣の市町では空き家率は21%であったりとか18.5%という数字が出ておりますけど、もう本当に深刻な問題になっていると思うんですよ。本当に人が住まなくなれば、どうしても家の痛みも激しくなりますし、又、先ほど言いましたように、鳥獣が出てきて花木に群れでやってくる、又、近隣のお家にも被害は出ている、又、空き家の植木が自分のところの敷地に入ってきたりとかいう苦情、苦情っていうか、困り事も私は歩いている中で聞いている訳でございますけど、先ほどの空き家数と空き家率っていうのは、人口1万5000人以下の県内町村の和木町と上関町と平生町と阿武町がある訳でございますけど、データが出てないんですよ。後の1万5000人以上の市に関しては、ホームページとネットの方で調べることが出来るんですが、今回お聞きして、阿武町の実態っていうか、良く分かりました。又、今度、新しい最新の空き家と空き家率が出てくると思いますが、それまた色々注視していこうと考えております。

以前2015年ですかね、21世紀の暮らしかた研究所というのがありまして、そこで発行されたこの暮らしの未来帳というのがある訳でございます。よくご存じだとは思いますが、このところ、今回私引っ張ってきたというかですね、出してきて、見ればすごく分かりやすくですね、絵とかイラストを使って提案1から提案5まで、5つの提案ということで、提案1では私の家の健康チェックをしよう、提案2は周囲の力を借りて家を片付けよう、提案3家の記憶を記録しよう、提案4では家の10年後について家族と話そう、提案5では第2の人生を与えようということで、5つの提案、本当に読んでてですね、すごいためになるなと、順を追って落ち着いて考える材料になってるんじゃないかなと思っております。で最後の後書きが本当にいいなと思ったんですよ。町長が述べられているんですが、その中で、「家の未来帳を読み終えた今、どのようなお気持ちでしょうか。家を家族に継ぐ、新しく使ってくれる人に託す、本

当に大切な思い出だけを残して解く、家の未来がどういう形になったとしても、これまで家を守り続けてきたあなたの決意を尊重されます。家の未来帳があなたの家の未来を決める一助となることを願っています。」と後書きで書かれておりますけど、本当に今町内でもですね、目に見える形で宇田の元浦・今浦の地区にしても、あの建設会社さんが家を解かれている。又、福賀地区についても、商店街がある元商店兼住宅の方も、この度家を解かれたということで、大変所有者又ご親族、すごい勇気がいることであつたかなと思っておる訳でございますが、その辺もひっくるめて総称し、町長答弁の方よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 先ほど、問い合わせの件数を申し上げましたけども、年々増えているんですよね、問い合わせが、ということはやはり関心のある方が多いんです。その前の答弁でのふるさと回帰でもないんですけども、やっぱりそういう気持ちは、今の若い人たちの中には、特に都市部で暮らす人たちの中にはあります。

ちょっとこれも脱線しますけども、この前東京行ったときに、私はこれ昔の話とってたのが、9時頃に電車に乗るとですね、未だに大学生のアルバイトで押し込みがおるんです、押し込みが、昔の話かと思ってました。そういうあの無理やり入ってですね、更に5人ぐらいを詰め込むんですよね、押し込むアルバイトがおるんです未だに、びっくりしましたけどね。これじゃあコロナはどこ行くんやろうかと思いましたが、そんな感じですね、都会の人達もそういった、特に若い人達はそういった暮らしに疲れてる人が沢山いると思います。ただ実際に、そこに行動に移せるか移せないかはちょっと話は別ですけど、でも問い合わせをしてみたい、とか自分に合ったとこないかなという、ですから問い合わせも多くなってるんですよね。

今阿武町では空き家が不足している状況です。ですから、今度来春に調査した中で、今度は又1件1件アタックしていかなきゃならない、正にその未来帳ですか、のようにまずはそこにある空き家は、ただそこに物としてある訳じゃなくって、それはもちろん物体でありますけれども、その中にはそれを建てる時に、例えば、これが家の昔の自分とこの山の木を切り出して、山の中で製材をして切り出したこの柱だとかですね、その家には家の歴史がある。この家作ってたときに、誰それさんが病気になって亡くなったとかですね、この部屋はどのような部屋だとか、歴史がある、ただの物体じゃない、魂が宿ると

は言いませんけども、やはり空き家というのは、空き家のそれなりの歴史をそこに住まう人の歴史と、家そのものが歴史を刻んでそこにある、ですから、その歴史を、まず自分たちでその未来帳は、まず自分たちで自分たちの家を、歴史を、そして家族の歴史を、その空き家というもの、家を通じて見直してみる。そして、この空き家が使われなくなったときに、自分たちはどうして欲しいのか、それを自分たちで話し合っ、これは自分たちだけの歴史だからそのまま潰すというのものもあるかもしれませんが、しかし、ここにこんだけの財を使って苦勞して作った家だから、是非次の他人でもいいから、そのことが分かってくれる人に継ぎたいという人も居ると思います。そういったことを皆さんでしっかり話し合っ、将来空き家になったときにその家の身の振り方を考えてみましょうねというのがそれです。そういうことで作った訳ですけども、そういったことでですね、やはり私たちはただ空き家空き家というただの物として捉えがちですけども、それはただの物じゃない、そこにある歴史、住まわった人の歴史、そしてそこに将来こういう人に住まわって欲しいという思いも込めて、空き家というのがある訳ですから、一つ一つをですね大切に、今空き家バンクの登録の時にも全部調査に行きます、行って家の中も全部見してもらいます、全部写真撮ります、特に水周りは写真を撮ってそれをネットに上げます、そしてその中で今度は外からの人がそれを見られて、その中には一部はその歴史的なものもあります。というふうなことでですね、やっていく訳ですが、やはり空き家バンクを進めていく中では、やはりそういった歴史も大事にしながら、提供する人が気持ちよく提供して頂けるような、そのためには我々が調査に行く人が、その提供される方の思いも汲みながらですね、ああ空き家ですねっていう話じゃやっぱりいけないと思います、ただの空き家じゃなしに、大切にされた空き家なんですねっていうまず気持ちを持ってですね、その人に対応していかなくちゃいけない。これを今私は今ちょっと、ちょっと事情があっ、停滞しておりますけども、しっかりそういう思いで空き家バンク事業を今してくれておるといふふうに理解をしております。ですから、今からもそういう気持ちで空き家バンク事業の担当はですね、進めていって欲しいなというふうな気持ちでおります。以上です。

○議長 3番、再々質問ありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 先ほど町長さんに答弁頂きましたけども、暮らしの未来帳というのを今どれだけの人が今お家で持っておられるかなっていう、ちょっとふと思ったんですけど、ご老人ご高齢者が家に住まれてて、若い方は都会の方におられる、違うところにおられる、又、お盆や年末年始に帰られると思うんですが、この本当家族でこの暮らしの手帖、未来帳を開いてですね、そういう是非、話の中でねして頂きたいなと、空き家になってから考えるんじゃなくて、おられるときからこういう冊子を開いてやっていく機会を設けて頂きたいなと、又、町の方から先ほど固定資産税の通知と一緒にそういうご案内もされてるということで聞きましたので、この未来帳というのは新しくされるというか、再販されるのかっていうのは考えておられますでしょうか。すごいい紙で、多分すごいお金がかかってると思うんですが、ここまでちょっと上品じゃなくても、もうちょっと簡素なものでもいいと思うんですけど、何かあれば又それで空き家バンク事業がうまく回っていくのではないかなと私を考えるとこころでございしますが、その質問をして、私の再々質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 町長。

○町長 せっかくのご提案でありますから、しっかり検討させていただきます。

○議長 これをもって3番、白松靖之君の一般質問を終わります。以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始/14時11分 会議再開/14時19分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4 議案第1号から日程第12 議案第9号を上程

○議長 日程第4、議案第1号から日程第12、議案第9号までを一括議題とします。

○議長 まず、議案第1号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案書の1ページをお願いいたします。議案第

1号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件につきましては、令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳までに引き上げられることから、これを受けて地方公務員法が改正され、地方公務員においても国と同様に、定年延長に係る条例の一部を改正するものであります。

具体的な定年延長の制度につきましては、来年度から職員の定年が段階的に毎年引き上げられ、令和13年度からは定年が65歳となり、それまでの定年退職後は暫定再任用として、最長65歳まで働くことが可能となり、現行の再任用制度は廃止することとなります。

又、この改正に伴い、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講じることとなります。

役職定年の対象範囲及び年齢については、管理職手当の支給対象となっている管理職で、阿武町で言えば課長補佐、主幹、課長の職で、年齢はそれぞれ60歳が基本とされています。つまり、原則として、特段の事由がない限りは60歳以降は管理監督職以外の職の係長以下に降任等の異動することになり、給料も降任前の給料月額の7割水準に措置することとされています。

なお例外措置として、職務遂行上の事情や降任等に伴う欠員補充の困難性等がある場合には、管理監督職を引き続き留任させることも出来る特例任用も認められるており、これについては別途規則で定めることとされており。

それでは、12ページからの新旧対照表により主な改正点をご説明させていただきます。まず、条例の改正に当たっては、本則を章建てにして、主に定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、及び定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について定めることとし、それぞれの条項の前に、新たに章名を付せるものであります。

まず、第1条につきましては、地方公務員法を簡略するための法という言葉を付し、地方公務員法における定年延長制に係る各新法を引用するための規定を追加するものであります。

第3条は、定年年齢を定める規定で、定年の引き上げにより、定年の年齢を65歳と定めるものであります。

第4条は、定年による退職の特例、いわゆる管理職の勤務延長制度に関する規定で、定年退職日において管理監督職にある職員については、町長の承認を

得たときには、3年を超えない範囲内で引き続いて勤務させることが出来る規定を定めるもので、第1項第1号については、その条件として、退職により生ずる欠員を容易に補充することが出来ない場合、第2号は、その条件として公務の運営に著しい支障が生じること、第3号は、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる事などを規定するものであります。

そして、第2項、3項、4項については、条例の改正に伴い文言を整備改正するものです。

続いて、14ページ下からの第3章の管理監督職勤務上限年齢制における第6条については、いわゆる役職定年となる管理監督職を定める規定であります。

第7条は、役職定年が適用される年齢を60歳と定める規定、第8条は、役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を定める規定、第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定、第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定、そして、第11条で異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定をするものであります。

続きまして18ページの第4章の定年前再任用短時間勤務制における第12条については、定年延長により60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用することが出来る制度で、定年前再任用短時間勤務職員の任期は、再任用制度、任期1年以内、更新制とは異なり、定年前再任用の日から定年退職日相当日となる常勤職員の定年退職日まで任用することについて、新たに規定するものであります。

そして第13条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定で、組合を構成する地方公共団体と組合間において、職員の再任用を可能とする制度があることから、定年前再任用短時間勤務職員の任用についても、同様の趣旨から、組合を構成する地方公共団体と組合間において、職員の定年前再任用を可能とするものであります。

そして、第5章の雑則については、第14条で条例の実施に関し必要な事項は規則で定めることを規定し、附則第4項は、現行の定年年齢が60歳の職員に対する定年の段階的引き上げに関する経過措置で、附則第5項は、現行の特定年齢となる60歳を超える定年年齢が定められている職員に対する段階的引き上げに関する経過措置で、附則第6項は、情報提供及び意思確認制度に関する規定であります。

なお、議案に対する説明は以上ですが、定年延長制については、別に1枚物

の紙で、「国家公務員法等の一部を改正する法律の概要」をお手元にお配りしていますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の22ページをお願いいたします。議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明をいたします。

本案件は、国家公務員法及び地方公務員法の改正により、令和5年度から定年が段階的に65歳までに引き上げられることに伴い、関係条例の一部改正を一括上程するもので、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をはじめ、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、阿武町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正する条例など、8つの関係条例を改正するほか、定年延長制の導入に伴い、阿武町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

それでは、29ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず29ページの、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、定年延長に伴う地方公務員法、及び阿武町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、第2条の職員の派遣、第11条の退職派遣をすることが出来ない職員についての規定をそれぞれ改正ものであります。

続いて31ページをお願いします。阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、地方公務員法の改正に伴い、第3条の報告事項に係る関係法令を改正するものです。

続いて、32ページの阿武町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正については、定年延長に伴う降給に係る規定を新たに追加するものです。

続いて、33ページの阿武町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正についても、定年延長に伴う減給の効果に係る規定の一部を新たに追加し、改正するものです。

続いて34ページからの阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、定年延長制により、これまでの再任用短時間勤務職員が、60歳以降、定年に達するまでの間に短時間勤務の職に再任用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員に変更されることに伴い、関係する1週間の勤務

時間をはじめ、週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇に係る規定を改正するものです。

続いて、37 ページの阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、定年延長制に伴い、育児休業並びに、育児短時間勤務をすることができない職員について、延長された管理監督職を占める職員等の文言の規定をそれぞれ追加するものであります。

続いて、38 ページからの阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、定年延長制により、主に再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、必要な規定や文言を追加、改正するほか、附則において、支給する給料月額や規定が適用されない職員等について、新たな規定を追加するものであります。

次に、50 ページの阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についても、定年延長に係る改正により、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

以上が、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正になりますが、ここで 26 ページをお願いいたします。26 ページの下から 4 行目になりますが、今回の改正に伴い、阿武町職員の再任用に関する条例は廃止となります。

又、附則において、これらの条例改正はいずれも令和 5 年 4 月 1 日からの施行となり、定年延長制の施行後に定年し 65 歳までの期間の職員については、当面、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員となり、経過措置がそれぞれ設けられることとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第 3 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の 52 ページをお願いいたします。議案第 3 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件は、主に国の人事院勧告に伴うもので、職員及び再任用職員の給料表を改正し、一般職の勤勉手当の改正を行うものです。

それでは、61 ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第 1 条に係る住居手当につきましては、現行の住居手当を国の住居手当と合わせるため、月額家賃の上限額を 1 万 2 千円から 1 万 6 千円に引き上げ、家賃を決める基準額を、月額 2 万 3 千円以下から 2 万 7 千円以下に、控

除額を1万6千円から1万7千円に、それぞれ改正するものです。

続いて勤勉手当につきましては、今年度における一般職の勤勉手当を、100分の95から6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105に改正し、再任用職員の勤勉手当については、100分の42.5から6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50に改正し、給料表については、52ページの行政職給料表、56ページの医師給料表にそれぞれ改正するものであります。

続いて、63ページの第2条につきましては、先ほどの改正を令和5年4月1日から施行するに当たっては、一般職の勤勉手当を6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105とあるのを、100分の100に、再任用職員の勤勉手当については、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50とあるのを、100分の47.5にそれぞれ改正するものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の64ページをお願いいたします。議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件は、主に国の人事院勧告に伴い期末手当の率を改正するものです。

それでは、65ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第1条については、今年度における町長等の期末手当を100分の162.5から、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5に改正し、第2条の令和5年4月1日以降については、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5とあるのを、100分の165にそれぞれ改正するものです。

又、第2号については、今回の改定に伴い他市町の条例にあわせて、100分の20の範囲内で加算できるよう条例の整備を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第5号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、議案書の66ページをお願いします。議案第5号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件も、国の人事院勧告に伴い議員報酬に係る期末手当の率を改正するものです。

それでは、67 ページ及び68 ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第1条については、今年度における議員報酬に係る期末手当を100分の162.5から、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5に改正し、68ページの第2条の令和5年4月1日以降については、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5とあるのを、100分の165にそれぞれ改正するものであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第6号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の69ページをお願いいたします。議案第6号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴う職員等の給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を、69ページから73ページのとおり改正するもので、附則において、この施行時期を令和5年4月1日からとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第7号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負契約の一部を変更することについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の75ページをお願いします。議案第7号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負契約の一部を変更することについてご説明いたします。

本案件は、本年の6月議会定例会で議決を受けました、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでありますが、地方自治法に係る、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

なお、変更内容につきましては、経年劣化等による、うそんセンターの屋上シート防止漏れの改修や網戸の改修をはじめ、農村開発センター棟の厨房照明器具の取替、トイレの壁タイルの改修のほか、多目的ホール倉庫内のエアコンの取付や花壇の撤去等の追加工事を行うもので、締結済みの契約金額5千830万円から233万7千500円を増額し、変更後の請負金額を6千63万7千

500円とするものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第8号、令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の請負契約の一部を変更することについて、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長(高橋仁志) 議案書の76ページをお願いします。議案第8号、令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築工事の請負契約の一部変更することについてご説明します。本案件は、本年9月議会定例会で議決を受けました、令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでありますが、前号同様に議会の議決を求めるものであります。なお、変更内容につきましては、集落排水処理施設の安定した運用を図るため、バックアップ用の汚泥供給ポンプ車を1台追加するもので、締結済みの契約金額5,390万円に275万円を追加し、変更後の請負金額を5,665万円とするものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第9号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の請負契約の一部を変更することについて、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の77ページをお願いします。議案第9号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の請負契約の一部を変更することについてご説明します。本案件も本年9月の議会定例会で議決を受けました、令和4年度、町道田部青浦線法面崩壊防止工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでありますが、前号同様に、議会の議決を求めるものであります。

なお、変更の内容につきましては、冬季の波浪時における土砂の流出防止を考慮し、施工方法見直した結果、工所用道路を不施行とするもので、締結済みの契約金額5,269万円から、601万8100円を減額し、変更後の請負金額を4,667万8900円とするものです。以上で説明を終わります。

日程第13 議案第10号から日程第19 議案第16号を上程

○議長 続きまして、議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、議案書の78ページをお願いいたします。議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)についてご説明いたします。

まず、第1条、第1項は、令和4年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額

に対して、今回の補正額は、3千868万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、34億4千869万6千円とするものです。

又、第2項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表 歳入歳出予算補正のとおりとするものです。

第2条の地方債の補正につきましても、別冊補正予算書の第2表のとおりとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書15ページ、1款、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、山口県議会議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、保育所運営費、保健衛生総務費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、農山漁村女性活動推進事業費、多面的機能支払交付金事業費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費、漁港建設費、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小)、給食センター費、学校管理費(中)、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、町民センター費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、4 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。9 ページ、14 款、国庫支出金から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 11 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書 79 ページをお願いします。議案第 11 号、令和 4 年度、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)についてご説明いたします。

今回の補正は 40 万 8,000 円を追加し、補正後の予算を 5 億 8,652 万円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 46、47 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 12 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○健康福祉課長 議案書の 80 ページをお願いします。議案第 12 号、令和 4 年度、阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)についてご説明いたします。

今回の補正は 70 万 1,000 円を追加し、補正後の予算を 5,936 万 1,000 円と

するものです。それでは、別冊補正予算書の 60、61 ページをお願いします。
歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 13 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 81 ページをお願いします。議案第 13 号、令和 4 年度、阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)についてご説明いたします。

今回の補正は 5 万 2,000 円を追加し、補正後の予算を 6 億 4,375 万 6,000 円とするものです。それでは別冊の補正予算の 74、75 ページをお願いします。
歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 14 号、令和 4 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長課長。

○土木建築課長 議案書の 80、82 ページをお願いします。議案第 14 号、令和 4 年度、阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について説明します。

今回の補正は予算総額に 256 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 7,638 万 1,000 円とします。別冊補正予算書の 86、87 ページをお願いします。歳出からご説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第 15 号、令和 4 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の 83 ページをお願いします。議案第 15 号、令和 4 年度、阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について説明します。

今回の補正は予算総額に 226 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 8,133 万 6,000 円とします。別冊補正予算書の 96、97 ページをお願いします。歳出から御説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第 16 号、令和 4 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案第 16 号、令和 4 年度、阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について説明します。

今回の補正は予算総額に 221 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9,366

万3,000円とします。別冊補正予算書の106、107ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

日程第20 委員会付託

○議長 以上で説明は終わりました。ここで委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第16号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第16号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 15時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 市 原 旭